

明治廿七年六月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 6. Jun, 1906

VOL. XXI.

明治廿七年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十九年

六月二十日發行

第九卷

第六號

監獄協會發行

第十九卷第六號目次

○論 說 (一頁)

●犯罪の原因と救護の方法 (三頁)

●寄 書 (二八頁)

●統計 (三八頁)

●救護事業 (四三頁)

●各地通信 (六六頁)

●監獄協會記事 (六九頁)

●雜 錄 (六九頁)

●統計 (三八頁)

●救護事業 (四三頁)

●各地通信 (六六頁)

●監獄協會記事 (六九頁)

●雜 錄 (六九頁)

第十九卷第五號目次

○論 說 (二頁)

●犯罪預防に就て(下) (四月十六日典獄會議席上に於て)

●松田司法大臣演說其二 (四月十六日典獄會議席上に於て)

●松田司法大臣演說其一 (四月十六日典獄會議席上に於て)

●澳國獄制一斑 (二月廿八日裁判所長檢事正會席上に於て)

●寄 書 (三八頁)

●統計 (四七頁)

●救護事業 (五二頁)

●各地通信 (六四頁)

●監獄協會記事 (六四頁)

●雜 錄 (七六頁)

●統計 (四七頁)

●救護事業 (五二頁)

●各地通信 (六四頁)

●監獄協會記事 (六四頁)

●雜 錄 (七六頁)

監獄協會雜誌第拾九卷第六號

(明治三十九年六月二十日發行)

論 說

○犯罪の原因と救護の方法

犯罪人の増加するや其原因を臚列し必ず其數に加ふるものは、出獄人保護事業及感化的救護事業の振はざるを以てし、只管社會の冷淡なるを嘆せざるはなし而して其冷淡とは何等を意味するやを反問せば、一たひ罪を犯したるときは、監獄に於て極力之れか感化に努め生來の惡習を一洗し、復罪惡に陥るか如きことなからしめたるに拘らず、釋放の曉に於て、社會は之れに職業を與へず共に齒ひせざるなり、之れ罪惡を再ひするの餘儀なきものにして、其責や社會に在りと答ふ、即ち主として出獄人保護の至らざるものなりと極論したるものなりと謂ふへし、吾人亦其言を以て絶對的に排斥すべきものなりと斷するものにあらず、大に意を得たるものなり、然れともこれ其一を知つて其二を知らざるものと謂はざるへからず、何となれば、論者の觀る所のものは、犯罪の一局部を限りたるものなればなり、試みに其所論の内容を解剖せよ、職業を與へよと叫ぶは職業を得ずして流離

する者を救済せんとするにあり、然らば若し社會之れに職業を與へ之れと齒する
あれは敢て犯罪するに至らざるか然かも事實は往々所論と一致せず社會之に職業
を與へ相齒ひするに拘らず猶且、罪惡を累ぬる者あるは何そや、職業に怠らざる
も職業に伴ふの報酬薄く頼つて妻子を扶養するに足らざるに坐するか、或は然ら
ん、然れども衣食に缺くるなくして罪惡を犯す者あらば論者の所論は終始一貫せ
ざるの譏を免るゝを得ざるへし、之れ眼孔小にして犯罪の一局部を観察したるに
過ぎざるものなりと謂ふ所以なり、衣食足つて禮節を知るとは古聖の金言なりと
雖も之を以て、犯罪減少の唯一方便となさんとするは謬れり、衣食の缺乏を訴ふ
る者に之を與ふるは、生命の危急を救拯し頼つて以て罪惡を未然に防止するを得
ん、所謂貧の盜み、背に腹は換へられぬと云ふか如き竊盜犯者に施しては効果尠
からずと雖も多くの窃盜の事實を以て悉く貧窮に原因せりと斷すへきにあらず背
に腹は換へられぬ危急の場合なりとせば危急を脱すれば可なり、何を苦んで夜陰
に腹は換へられぬ數百金を奪掠するを要せんや、且夫れ奪掠せる財貨は自己の生業に
投し自己の衣食に費すのみにあらずして青樓一夜の夢と共に散するに於てをや、
斯る徒輩に向つて社會は之に職業を與ふれば救済し得へしと云は、吾人は其大膽
なるに驚かざるを得ず、衣食以外の慾望を満足せんか爲め他人の財物を竊取する
者の爲めに、社會は之を忍はざるへからざるの理由なきのみならず却て、犯罪を

累ねしむるの弊害を生ずるに至るへし之れ單に職業を與へ衣食を給するの保護法
は斯る不逞の犯罪人を減少するには其効果薄弱なるを覺ゆ、況んや千種萬態の犯
罪には貧窮に原因せざるもの亦鮮からざるに於てをや、試みに現行刑法を繙き、
犯罪の貧窮に原因するものと否らざるものとを點檢せんか、強て貧窮を原因とせ
るものは強竊盜罪を措て他に求むへからざるにあらずや而して貧窮を原因とせる
ものと認むる強竊盜罪にして貧窮に原因せざるものあるは既に論述せる事實に依
りて之を知悉するを得ん蓋し犯罪の直接原因を發生したる遠因としては或は貧窮
の伴ふもの多しと雖も貧窮を以て犯罪の直接原因とするものは論者の想像するよ
りは少かるへしと信するものなり、現行刑法上の國事犯罪の如きは勿論從來日常下
層社會に行はるゝ賭博の如き貧苦の境遇より逸脱せんとし、一時の機利を獲んと
試むる者なきにあらずと雖も勞苦を厭ひて之を爲す者あり、娛樂の爲めに之を爲
す者あり殊に富豪にして之に耽る者少からず富豪の輸贏は常に娛樂を目的とする
のみならず一種の慾望を満さんとするものなり其他毆打、官吏に對する侮辱、職
務妨害、猥褻、姦淫、重婚、謀殺、故殺若くは賍物受寄、身分詐稱、度量衡偽造
往來通信農工業の妨害罪の如き即ち貧困に關係せざるもの殆んど枚舉に遑あらず
とす、或は同一の犯罪にして、貧窮に原因するものと全然原因關係なきものあり
強竊盜の如き詐欺脅取財の如きは之れに屬し、謀殺故殺の如き貧窮に起因せず

一種の慾望又は一時の憤怒より出づるものと貧窮と直接原因を有するものとあり、嬰兒壓殺の如きは或は養育の途なきを憂ひ或は非倫を耻ち或は單に繁累を倍すを憂ひ若くは貧窮非倫の二者を慮りて犯したるとありて名を同ふする犯罪と雖も其直接原因及び動機に異なる所あり、同種の罪惡にして猶然り千差萬別の犯罪を以て同一原因に出でたるものと謂ふを得ざるや識者を待つて後知るを要せざるなり、犯罪の原因にして同一ならざる限りは減少豫防の方法として自營の途を得せしむるのみを以て足れりとするを得へきか、犯罪人を減少せんとせば犯罪の原因を闡究せざるへからずとは何人も唱道して疑を存せざる所なるに拘らず減少策として提擧する所のものは自營の途を得せしめよと云ふに在り換言せば犯罪原因は千差萬別なるも救護策は萬遍一律なり其効果の擧らんことを欲するも豈得へけんや。感化的救護事業の振はざるを歎する者亦出獄人保護事業の至らざるを歎すると略同一の理由を援引して罪惡に陥るの止むを得ざる所以なりとせり而して其謂ふ所専ら不良少年を目標とし渠等は双親又は隻親を失ひ繼父又は異母の虐遇に堪へずして不良の群童に伍し、偶々雙親あるも貧困の餘り兒童の教養に及はず又は雙親の放縱無教育なるが爲め其兒女を善導するの能力に缺くるあり、遂に是非の辨別なき兒女をして罪惡に沈淪せしむるものなり、要するに家庭の不良なるに由るものにして兒童に罪責なし、父兄に罪責あり、父兄其責務を完ふせされば、社會は

社會の利益の爲めに之を盡さるへからず、社會之を救濟せず兒童をして犯罪の餘儀なきに至らしむ其責や社會に在りと結論するものなり、其論する所極めて巧妙にして首尾一貫せる理由あり吾人は贊同を吝まざると同時に他の半面に於て巧良なる雙親の下に生育したる兒童にして、往々非違の所業を積み罪惡を重ねるの事實を發見したり、雙親あり、教養の能力に富むも、其兒童の愛に溺れ、兒童の放逸を増長せしめたるなり若くは兒童の教育を學校教育に委し、家庭の教育を等閑に付したるの致す所、瓜の木に茄子は實らすとは千歳不滅の俚諺なれとも、良家の子弟必ず善良なりと限らず犯罪者の子は必ず犯罪者なりと云ふへからず唯生來接觸せる境遇の犯罪に隔絶せると近接せるの別あるのみ、兒童の放逸に委するときは岐路を辿りて惡方面に奔るの傾向を有するものなり、而して兒童の犯罪は單純にして輕微なる竊盜多しと雖も又殺傷放火の如き重大なるものなしとせず犯罪を爲すの目的亦單純にして自己の食慾を滿たしむるに過ぎざる者多しと雖も又吾人をして屹驚せしむるの慾望に出づるものあるを見るなり、齊しく兒童なりと雖も年齒の長幼に依り、智能の程度に依り、境遇の差別に依り、罪惡の輕重性質種類及目的の異なるあり、既に其差異を認むるに於ては之れか救護方法を顧慮するを要せざるか今日一般に唱道し施設せらるゝ感化的事業を観察するときは普通教育、實業教育を授け規律を勵行すと雖も罪惡に染潤したる者と罪惡に感染せざる

者及生來の境遇に就ては多くの念慮を費さゝるもの、如し教育は智能を發達せしむるの效果ありと雖も品性を陶冶することは困難なり規律の勵行は人をして器械的動作を爲さしむるの弊に陥り易し故に之を調和するの方法を案出せざるべからず孤兒と孤兒ならざる貧兒とを比較するときは貧兒は感化するに多くの時間と能力を要し且つ困難を感ずるとは斯業に従事する者の經驗せる如く此二者に於て既に感化に難易ありとせば智能貧富境遇の差異に依り同一の處遇を爲すの理由なきは當然なり之に於て吾人は現今の救護事業を以て満足せず新機軸を案出せんことを望む殊に一場に收容して救護するに止まらず東西に奔走して感化誘掖せんことを望むものなり

以上犯罪の原因性質種類及目的若くは境遇の程度の多種多様なるを論述せりと雖も之れ多きは必ず犯罪人多しと論ずる者にあらず貧の盜必すしも少しと説く者にあらず、全國監獄拘禁中の罪因の過半数を占むる強竊盜には、貧窮に原因せる殊に背に腹は換へ難き事情の爲めに罪惡を敢てしたる者頗る多からんも、同一罪名と雖も原因目的の異なるものあり境遇の等しからざるものあり又全然別種の犯罪ありて、各別種の原因目的事情の異なるものあり年齢智能の差ふものあるを以て、同一の保護救濟法を以て律すべからざるを信するが故に敢て所信の一端を述へ共通の原因を知ると同時に、特種の原因を索めんことを要求せんとするに過ぎず、若し

夫れ其方法如何に至ては須らく大方識者と共に研鑽を積まんとす、冀くは机上の空論として閑却せざらんことを

(茲に感化的救護事業と云ふは犯罪少年のみを教養するもの犯罪少年にあらずる不良少年を教養するもの若くは二者を併合教育するものを包含す讀者諒せよ)

講

演

○露國獄制事情

(監獄協會總會に於て)

大審院檢事 小宮 三保 松君

今日は何か諸君に向つてお話をしたらよからうと云ふ小河君からのお勧めでございましたが、是と云ふて別段思付もございませぬ、自分は先年露西亞を通りて歸朝致しました時に幾分か彼國の監獄を観る機會を得ました、其自分の視察した中で記憶に存して居る事を少しくお話致さうと思ひます、勿論書物も幾分持つて参つたので数字等に付てお話しすることも出来るのでありますが、今日のお寄合の席が細かい数字のやうなことを申上げるは不適當のこと、思ひますからそれは控へます。

露西亞のお話をする前にチョット私は塊地利のお話をして置きたいと思ひます、

それは小河君が埃地利のお話をなさると云ふことであつて露西亞のお話をなすつたから、私も丁度それに對抗してお話申上げます。それはどう云ふことかと云ふと、維也納の脇にあるスタインと云ふ所の監獄のお話でございますが、此所に参りました時に唯今小河君のお話の通り、何れも古びた建物でございますが、是は特にスタインの監獄のみでありませぬが一體に埃國の監獄は建物が古くて一見した所は一向感心せぬ監獄であります、所がさうまるで捨てたものでもないと云ふことを感じた、と云ふのは其所では蒸氣機械で囚徒の飯を焚きます、其事は何んでも餘ほど古くからやつて居るさうでありまして、例へば獨逸の伯林に於ける刑事裁判所に附屬した監獄がありますが、其所に炊事用の機械がなる、それは特に裁判所附屬の監獄ばかりではない他の監獄にも其所から送るさうであります、大いなる仕掛でやつて居る、其仕掛はスタインの監獄の式を参考して造つたと云ふことでもあります、そんなことがございますのでまるで捨てたものではないと思ひます、其炊事の機械の事はどうでもよいが、私が諸君に一つお話をしたいと思ひますのは其スタインの監獄で見ました鳥を飼ふことでもあります、それは金絲雀と云ふあの小さな囀りを能くします鳥を囚人に飼はせるのであります、是は獄則を守つて、品行方正の者で特に是は褒めて宜しいと云ふやうな行跡ある者には或條件の下に金絲雀を一羽飼ふことを許す、であるから囚人の部屋に金絲雀が飼

つてある、それで囚人はどうかと云ふと、其金絲雀の囀るのを監獄の内でも聞いて且つ之に餌を與へ水を與ふことが出来る、是は極く微細のやうなことでありますが、ナカ／＼其影響する所が大きいと云ふ役人の話である、と云ふのは其鳥との間に非常に密接な關係が成立つて、其鳥が少し弱りたとか何んとか云ふと非常に心配して騒ぐと云ふことである、それから餌を與ふことにしても大に注意して自分の物を幾らか犠牲にしても求めてやると云ふことである、それから鳥を飼はせる趣意であります、其鳥の一羽を持つと云ふことに付て非常な快樂を本人が感ずる、實に此上もない慰み事になつて獄中の一種苦しい所謂辛酸を薄らげることになる、でどうかして獄則に觸れて其鳥を取上げられることがあつた時はモ一非常に苦痛である、それは殆ど此世に自分が別れると云ふやうな感がする、だから鳥を持たうと思つて勉強する奴はあるが、持つた人間が獄則に觸れると云ふことは決して出来ぬ、鳥を取上げられるやうな事は絶対に出来ないと云ふてよい位である、監獄に容れると云ふことは勿論刑罰であるから快樂を與へると云ふことではない、即ち苦痛を與へると云ふことである、併ながら其囚人と云ふ者の今日生きて居る狭い意味の生活です、其生活を極端に唯苦痛のみ感せしむると云ふことの良いか悪いかと云ふことは是は大いなる問題である、それは寧ろ面白くない、さう云ふ風に極端に苦痛を與へてまるで厭世の感念から滿されてモ一是は死ぬ方が

よいと云ふやうに本人共が感ずるやうであつては却て影響する所が悪いと云ふことを今日實際家も學者も殆ど認めて居る、そこで彼の鳥と云ふものは小さなものであるが此鳥を貴む途を設けて一方に獄則を勵行するの便りを得て他の一方には精神的の感化の上即ち刑罰の目的たる感化の上に大いなる結果を得ると云ふことは決して悪いことではなからうと私は考へました、即ち幾部か此監獄内に於て自分の心を柔げて苦痛を薄らげて極端の厭世觀を持たずに経過することが出来ると云ふことであれば自然悪い妄想も起さずに鳥の聲を聴いて樂むと云ふ途を與へることは利あつて害なきこと、自分は感したのであります、大概私の申上げやうと思つた趣意もお分りであらうと思ひますので埃地利の事は茲で措きますが、どうか金絲雀を飼はせることには色々方法もありませうが、小鳥は我邦にも随分ありますから、此小鳥を或條件の下に飼ふことを許すは良い事であらうと考へます。是から露西亞のお話でございますが、是はモ一五年許前のことであるから種々の機會に於て話をしましたので、是から申上げる事柄に付ても度々他でお話したことでありますが、記憶に任せて思出しの儘を申上げることでありますから順序も何もないのである、又遺脱と云ふことも無論あるであらうし重複して申上げることもあらうと思ひます。

露西亞は文字が御承知の通りの文字である爲に丁度我邦と同様若くは支那と同様に誤解をされて居ることが大分多いと思ふ、我々が露西亞の事を研究しやうと思つても書物を得ることが頗るむづかしいのである、即ち英文とか佛文とか獨文とかを以て書いた何か真面目の書物を得ると云ふことか頗るむづかしいのである、我邦或は支那のそれと同じやうなものでありまして、どうも書物が無い、そこで研究が出来ない、研究が出来ないからして、マア旅行をして何か物を見て歩いたとか何んとか云ふ所から觀察し判断を下し而して其判断が或は誤ると云ふことは是は免れぬことであらうと思ふ、昨年こちらで諸君がご集りの席でジョーシケンナンが露西亞の監獄に就て有益の話をしたさうであります、其ケンナンの書物と云ふものは世界で名高いものでありまして、自分が西比利亚を通つて見やうと云ふ考を起したのも實はケンナンの書物を読みましてから其考を起しましたので、如何にも人のやらぬ事をやつて人の書かぬものを書いた、所が其書物を全斑から批評して見ますと自分は讀んで露西亞に行かうと云ふことを感じた時までは其感念はございませぬかつたが、露西亞に參りまして物を見又色々の人の説を聞きまして感じました所に依りますと、確かに此書物は誤つて居る、大いなる誤を世の中に傳へて居ると思ひます、ある書物が出まして各國の語に翻譯されて有名なのであつて、例へば前の英國の大政治家のグラットストンの如きもあの書物を見て恐ろしく感じてどうも此書物に書いてあるやうな亂暴な事が露西亞に於て若し

行はれることが事實であるとするならば、人類の爲人道の爲に大に之を攻撃しなければならぬと云ふことを議會で演説したことがある、其書いてある事柄がどうしても嘘とは思へない、例へば十七八の女が送られて西比利亞で苦められて居る有機或は囚人を段々西比利亞即ち歐羅巴露西亞の方から東西比利亞の方へ段々連れて行く途中での状況などは實に残酷に書いてある、それはどうしても残酷で且つ詳細に書いてあつて實際を見るやうに感ずる、或は又監獄内の不潔不健康さが實に細かく事實らしく書いてある、マアチヨット遣入るにも傳染病でも引受けると云ふことは覺悟しなければならぬと云ふことで、現に自分の如きも露西亞に行つて監獄を見る時は餘ほど注意せぬとあぶなからうと思つて行つた位である、所が其實際に就て見ると、必ずしも書物にあるやうな事は勿論ないのである、それでどう云ふ譯であるかと思つて疑を持つた、是は理由がある、先づ第一時が幾分か違ふ、自分は新しい時代に於て行つた、ケンナンの行つた時とは數年間經つて居るから幾分か改良されたと云ふこともあらう、それから好奇心に投する爲め針小棒大に書いたものであると見て大なる誤はなからうと思ふ、是から自分が見た事を申上げやうと思ひますが、それは間違つて居ることの確かであると思ひますのは、それは時が經つたとか何んとか云ふことは措きまして先づ公平に物を言ふべき非露西亞人即ち外國人で露西亞に長く生活して居つたと云ふやうな人の批

評、例へば獨逸人でナカ〜露西亞の惡口も云ひ又良い事も云ふ人が話して聞せたので、是は最も有力であらうと思ふは、私が會つて話した時に二十五年此所に住んで居ると云ふたのがイルクーツクの話ですが、イルクーツクと申しますは戦争の時に名が出ましたが、有名なバイカルと云ふ湖水から丁度五十露里許距る所にある都會で、西比利亞の東に寄つた第一の都會であります、其都會に廿五年住んで居る所の獨逸人で服商で然るべき身分の者である、其者が申しましたことに依りますと、どうも實にケンナンと云ふ人位嘘をつく人があり得るであらうか、此イルクーツクに來て長い間住居つて自分はかうやつてお前方を迎へるのであるから、外國の人が來れば甚だ喜んで迎へて度々會食したり家にも來て貰つたが立派な紳士である、それで云ふ出放題の事がよくも書けたものである、實に驚入つたと云ふた、此人はとても私の感じた所で嘘を云ふとは思へぬ又嘘を云ふ利益を一向持たぬのである、其人がケンナンの書物が嘘だと云ふことを話す序でに斯う云ふ事を話しました、イルクーツクから五十露里許更に歐羅巴の方に行きました所にアレキサンドルスキーと云ふ處がある、其處には西比利亞で最も大いなる監獄が建てられてある、政治犯のやうな者は重に其處に最初拘禁される、ところが自分が此西比利亞に來て二十五年も居るが、其間に最も愉快に感じたのは其監獄の夜會に呼ばれた時である、夜會と云ふのはどう云ふのかと云ふと、囚

人が寄つて新たに芝居を仕組んで筋書から何から政治犯のことであつて學者も居るから樂譜を新たに拵らへて歌も作つて役割も夫々極めて立派の仕組で芝居を見せた、其後とて大いなる舞踏の宴會を開かれた、斯う云ふことであつて西比利亞の監獄がケンナンの云ふが如く此世の地獄と云ふ風に見るのは大いなる間違である云ふことであつた、それに似寄つた事柄は私はワルシャウでも聞きました、即ちケンナンの書物に依てこちらへ來たと云つたらあれは嘘だと云ふ、是は猶太人の辯護士であるからどちらかと云ふと露西亞の事を悪く云つてよいのである、其人が云ひました、それから實際自分が視た所がケンナンの申して居るのとはまるで違つて居りました、言葉の順序が立ちませぬが先づ監獄のお話の前に刑事裁判のお話をチヨツト致さうと思ひます。

露西亞はクリミア戦争後と云ふものは丁度今度の日露の戦争の後と云ふやうな有様で先づ自ら反省して是ではいけないと云ふので内政を改良すると云ふことをした、其時の君主が有名なアレキサンドル二世皇帝で、此人は非常な人望を持つた人であつて今以て例へば能く新聞などに出ます芬蘭是は即ち露西亞の中央政府に向つて飽くまで反對する一つの公國である、あの國へ參つて見てもアレキサンドル皇帝の像が市街の中の廣小路のやうな所に立派に建てられて居つて冠の花で作つた物が日々捧げてある、それは何かと云ふと是は自由の神であると云ふの

で非常に人望がある、此人が千八百六十一年に諸君の御承知の例の奴隸解放を實行された、是が二千萬以上の數であつた、即ち露西亞は農業國であつて農業の基礎を爲して居る百性が土地に附いて賣買になるのを自由の民にして仕舞つて、之に年賦拂と云ふ方法に依て地面を興へた、其借金が今日まだ拂へぬさうであるがさう云ふ事をやつた、それから千八百六十四年に於ては新たな裁判制度を布かれ司法の法律も新たに出來た、そこで例へば陪審制度と云ふやうなものは無論其時に設けられて而して實施されて今日に於て立派に行はれて居る、それから勸解制度と云ふものが一種特別に行はれて居るのは村長と云ふやうな者が、勸解判事の職務を實行して居つて其成績は極めて良い、夫等は不思議の話である、我邦の人情などではナカ、良い結果は望まれない事柄であるが彼國にあつては一種不思議である、どう云ふことか分らぬですが其土地の村長に勸解事務をやらせてそれから又其他輕い民事の裁判もやらせて居る、それが立派に運ぶと云ふので、是もアレキサンドル二世の創設する所である、それから今の陪審制度に付て一言しますると、却て佛蘭西とか獨逸の陪審制度などは甚だ詰らぬものであるが、無論佛獨邊りの制度から見ると能く行はれて居る理想に適ふて行はれて居ると感じるのは、十二名の陪審官が大變親切に事件を研究する、それは外かに餘り見ぬのである、外のは唯裁判長が事件を調べるのを傍らで聽いて居つて、あとで裁判長

から事實と法律の講釋を聽いて引込んで有罪か無罪かを云ふ丈である、所が事實を直接調べる制度になつて居る、されば十二名の陪審官が其所へ出て來るさうして裁判長の許可を得て證人を直接に審問する、現にペテルスブルクで私の傍聴して居つた時に證人の警部が出て來た、それがヒドク其所でやられて居る、もうグーの音も出ぬやうになつて仕舞つた、さうすると是は駄目だと云ふ譯で無罪、さう云ふ譯で却て陪審制度などは他の國から見ると理想的に出來上つて居ると云つてもよからうと思ふ、要するに露西亞と云ふ國は君主專制政體を擁護すると云ふ目的に向つてはまるで外かの國に見ることの出來ない、云はゞ亂暴な事もやるが其事柄以外に於ては立派の開明國と云ふてよいのであらうと思ふ、例へば新聞の檢閲でも毎日出る新聞を一々檢閲して此所は公衆に讀ませてはならぬと云ふて眞ッ黒に漆のやうな物で塗る、非常な手數と金が必要、それは何かと云ふと、其目的は即ち今の政體を維持する爲にやつて居る、書物を輸入するとか新聞を輸入するに付ても嚴重な檢閲を行つて、此書物を入れてはならぬとか、或は此書物の此點を入れてはならぬとか云ふて墨で塗るとか云ふことをやつて居る、是はケンナンの書物にも書いてあるが是は餘り正確にはいかぬ、ドンク、這入つて居る書物でエライ露西亞の政體に取りて極めて危険ではないかと思ふ物もある、と云ふのは大學者を雇ふて來て書物を朗讀させると云ふことは出來ないからよい加減にやつ

て居るから立派の成績を得られぬことは當然である、即ち國の關門に於て書物新聞を輸入するに付てむつかしい檢閲を行ふと云ふやうなことも全く今の政體を維持する目的である、それから自分がペテルスブルクに參りました時に司法省の次官と云ふべき人でありますが、其人が今年元老院で通らなければ又來年出すと云ふ話であつて、而して自分がこちらに到着したらそれが通過したと云ふ新聞であつたが、行政處分即ち我邦の豫戒令の如き者に依て西比利亞に逐放される制を廢すると云ふ法律である、それを是非司法省の人は熱心に廢止したいと云ふて居るが元老院は守舊家ばかりであると云つてもよいから今年通過せぬかも知れぬ、通過せぬければ來年出すと云つて居つた、それが通過したのであるから、今で見れば四年前からは罪を犯さぬ者の行政處分は無くなつたと云つてよいが、之がどうかと云ふと内務大臣はエライ權力を有つたもので、内務大臣の考一つでどんな高い位地の者でも是は罪を犯すの危険があると見た時は西比利亞に送ると云ふので、どうも亂暴と云はうか何んと云はうか評しやうもない野蠻的であるが、併し此事柄が今の政體を維持すると云ふ單純の唯一の目的からさう云ふ事を行つて居つたのであつて、其目的以外に於ては例へば普通の殺人罪とか窃盜罪とか詐欺犯などの普通の裁判はどうかと云ふと、前お話する通り陪審制度で立派にやつて居る、若くは普通の裁判にしても立派にやつて居る、一向我々に向つて遜色あると云ふ

譯ではない、寧ろ我邦の長崎の裁判を見て露西亞の奴が悪く云つたと云ふことを聞いて居る、或は悪く云はれることがあるかも知れない、さう云ふ譯であります、そこで恐るべき豫戒令的の行政處分は無くなつて仕舞つた、それから御承知の今日では尙ほ種々の改良を政治的に實行しやうと云ふ計畫中でありますから是からどう云ふ風に變つて行くか分らぬであります、兎も角も今日の露西亞と云ふものは外國人が想像して居るやうな野蠻的のものではないと云ふことは確かに斷言することが出来るのである、自分の如きは確かに其感念を持つて居る、附加へてお話すると例へば女子教育の如きでも亞米利加以上に進んで居ると云へると思ふ、非常な進み方である、それであるから今の政體を維持すると云ふことに付て亂暴な事をやる點を除いては立派の開明國であると云つて宜しい、但しです、此ケンナンの書物などに監獄の事が大變穢らしく書いてある、是は一方から云ふと無理でないと云ふのは、露西亞全體が新しい立派の建物のある伯林などを見て行つた眼から見ると穢ない、それは莫斯科に行つて見てもベテルスブルクに行つて見ても普通で道路が澤庵石で敷詰めてある、伯林に行けば自分が先に留學した時には人道に八寸角の石の敷いてありたのが一番良い道路であつた、それが先年行つて見るとそれはモ一劣等道路でアスファルトで道路を固めるのが一番よい斯う云ふ國柄である、さう云ふ國柄を見て露西亞に行つて見ると随分穢ないのであ

る、何しろ角石さへ敷いてない所が多い、ベテルスブルクの市街ですら澤庵石が敷いてある、銀座通と云ふやうな最も繁華の市街に於てアスファルトがチヨット試みてあるのである、それから建物がトテモ普通東京の比にならぬ例へばオペラの能樂堂の建物が佛蘭西邊りは大理石で造つてあると云つて意張つて居る、ベテルスブルクのオペラは非常に大きな建物だが大理石どころでない、普通の赤く塗つてあるのが剥げて居る、それで平氣で居る、どうも本來が違つて居る國柄である、又家の建築材料も我々から見ては格別でないだらうが西歐羅巴の人から見ると感心しない、それは太い真ッ直ぐい木の兩端を殺いてそれを重ねて造られて居る、それが露西亞の固有の建築法である、西比利亞監獄でも何處でも田舎の監獄へ行つて見るとさう云ふ譯であるから奇麗にはいかない、併し例へばトムスクです、ケンナンはトムスクの監獄を非常に悪く書いて居る、トムスクの監獄は成るほど奇麗とは云へぬが、私は一等のホテルに泊つたが、先づ今の木を重ねたので壁には何か紙が張つてある、其紙が破れて木が見えて居つて非常に穢ない、であるから監獄の建物を見て穢ないと云つても監獄丈ではない他の建物もさう云ふ譯である、それから例へば前申したイルクツクに於て實見した所を諸君にお話すると其所に燕尾服を着た佛蘭西流の髯を生やした一人の紳士が訪ねて来て館長

と何か話して歸つた、それから餘計な話だが何んの話ですかと云つて聞いたらあれは此土地の新聞屋であると云ふ、それがどう云ふ者かと云ふと、向ふも問はず語りに彼は囚人である、追放の刑を受けて此イルクツクに來て住つて居つて歐羅巴に歸ることが出來ず、自由の旅行が出來ず自由に歐羅巴に向つての通信が來ない、それは警察でも監視し郵便局でも閱ることになつて居る、さう云ふ制限をされて居る外は一切自由である、それは何かと云ふと政治犯である、で其土地で新聞を書いて居る、それから其土地の立派な金持が其男に大變惚込んで娘を其所に遣つて婚姻して立派に一戸を成して居る、さう云ふ譯で犯罪人扱が我々の想像するやうなどではない、それで政治犯と云ふものは確かに高尚な議論の違ふ所から犯人となるのであつて寧ろ尊敬しても卑むべき人間でないかと云ふ我々か唯理想的に云ふやうな事が實際行はれて居ることは確かである、それは千八百二十五年に大變に大きな國事犯があつたが、其時などは大變有名な學者政治家貴族が西比利亞に放たれたが其土地で自由を制限されて生きて居つて種々公共事業に盡した事があつて、土地の者は政治犯人は大變貴むべき人であると云ふ感念を持つて居る、それであるから尊敬して決して卑めないそれからイルクツクからバイカル、バイカルを渡つてこちらへ來るとチタと云ふ處がある、其處に博物館があるがそれを建てたのは一人の囚人であるが、今の皇帝が日本から歸られる時に通ら

れて現に其囚人の手を握つて誠に公共の爲にして呉れて難有いと云つて謝されたことがある、さう云ふことであるから皇帝から見ても政治上の罪囚はさう敵とも見て居らぬ、さう云ふ次第である。

モ一一つお話すると囚人に對する扱の點で自分が感じたのは我邦では監獄を廻つて見るとナカ〜紀律が嚴正に行はれて居つて我々を案内される典獄の方などが行かれても、實際あることかないことか自分が廻つた時などは遭遇せぬが、其所へ囚人が出て典獄斯う云ふことがありましたと云つて訴へることは餘りないと思ふ、所が露西亞の監獄を廻つた所がナカ〜ある、ズツト典獄の前に立つて云ふ、それは典獄或は其次席の人が常に聽いてやる、どう云ふことかと云ふと斯うして呉れとかあゝして呉れとか云ふ注文である、例へば是はイルクツクではなかつたかと思ひますが、實は危険の話でコーカサス州で殺人罪を犯して東に送られる途中にある奴が典獄に注文するそれを聽いてやると云ふやうなことがある、だから地獄の青鬼赤鬼と云ふやうに專制國の監獄だからとて殘酷ではないと斷言することが出来る、それはさう云ふ人もあらうが我々が想像する所より幸に人情的に行つて居る、それはナカ〜私共に殊に裝飾をする爲にやると云ふことでは勿論ない、それから露西亞の監獄に付て特色とも云ふべきは監獄を二つの種類に區別して觀察しなければならぬ、それはどう云ふ譯かと云ふと、先づ少し長い刑を言

渡された奴は御承知の通り西比利亞に追放する、そこで歐羅巴露西亞の監獄でも唯罪人を丁度宿送りで留める爲に設けられて居る監獄が大分あるのであつて何の設備もありはしない、一向作業に付ての設けも何もない、西比利亞に行けば先づ監獄と云ふものは悉く宿送りの監獄である、だから殆ど何の設備もなく又衛生的のエイライ注意を加へると云ふことも見られない、それは外かの國にはない事柄であつて露西亞に特別の事であらうかと思ひます、で露西亞の體度は長い自由刑の處分を受けた奴は悉く遠島にさると云つてよい甚だ自分の見る所では面白いこと、感じた、だから常業犯になつて窃盜詐欺が商賣だと云つて居る奴を諸君が如何に骨折つて教誨されやうとも之を本心に立戻らせて善人にすると思ふことは困難で絶望である、斯う云ふ奴は構はぬ此善人の組立て居る社會から遠けて仕舞ふ立派のの方法と思ふ、之に反して改悛の望のある奴、是は常識を以て考へて見経験の上から判断して見た所で改良の望ある奴に改良の手段を施すことは分つた話だが殆ど改良の望ないまるで頭が間違つて出来て居る奴に向つて國家が金を掛けて又勞力を掛けて改良手段を執るは愚の話と思ふ、それよりも遠島主義を執ると云ふことは餘ほど面白い流義ではないかと思つた。

序でにモ一一つ感した事を申上げると、前お話した豫戒令のお話であるが、犯罪する憂のある奴を捉へて善人社會を遠ざける是は面白い手段と思ふ、國家に其權

利があるかないかと云ふ是はあるに極つて居る、法律を作りてするは……唯期間には作らなければならぬ、丁度亞米利加で不定刑の如くするとしても改善して良い人になつたかを見分けるかと云ふことはむづかしい、それと同じで期間を設けて其期間が適當であると云ふことは困難であるが併し筋合としては頗る面白い、即ち強制的に此者はどうしても國家に危険である、種々の嫌やな者と交つて嫌やな事を書いたり演説したりして面白くないと云ふ時はそれが實際に國家に具體的に犯罪を爲す前に豫防的に國家から遠ざけて他の島なりへやつて仕舞ふ、是は眞面目に一つの講究すべき方法であらうと云ふて居りましたが、自分も如何にもさうと思ふ、專制國でやつて居り他の國でやつて居らぬのでやらうと思つてもやるまだ暇もなかつたのであるが、我邦の如きは大に講究すべき問題と思ふ、餘り理論に流れず、實際目的を遂げて國家が目的を達するに付て良い方法と思ふ。

ふことは申上げられぬが、西比利亞の監獄に就て聞きました所では、監獄の内部の行政と云ふか種々の設備に付ては其土地の地方團體の意見に依て定めると云ふ、是は不思議の話である、が國家の監獄であるが地方團體の意見を聽いて斯ふ云ふ事が要るとかあゝ云ふ事が要る、あゝ云ふ扱は不都合である、あれは斯うしなればならぬと云ふやうな種々な設備などに付ては其地方團體の意見を探ると云ふ

所謂其團體の會員なる人は外國人もある、例へば浦鹽斯徳の如きではアルベルスと云ふ名高い獨逸の商人が居りますが、其者などが斯う云ふことにしやうなどと云つて居る、さう云ふ譯で案外であるからさう國家が殘酷の事をやつて居ると云ふ譯ではないのであります。

それからモ一一つ囚人の扱に付てお話ししますのは、露西亞は御承知の通り大變寒い國であるから監獄が夏とか春とか云ふ氣候の好い時はよいが防寒の用意に付ては餘ほど盡す所がなければならぬことは自然であります、西比利亞の監獄へ行つて見ますと歐羅巴露西亞のペテルスブルクとか莫斯科の監獄には設備があまりますが、西比利亞の監獄は矮房の設備はナカ、能く届いて居る、ケンナンの行つた時代にもあつたと云ふ、それから向ふの先生は眠るには寢臺でなくては承知しない、併し一々寢臺を何百人にもやる譯にいかない、でどうするかと云ふとチョット分り易く申したならば東京邊りで八百屋がやつて居るが人の腰の高さ位に少し句配の付いた棚の如き物が通路の兩側に出来て居る、其上に藁蒲團を敷いて高い方を枕にして寝る、それからモ一一つ防寒の趣向は外套を貸與するのであるが、是がナカ、感心な話で其外套は我々一枚欲しいと思ふ位で羊の毛の白いフサフサした外套で毛が裏になつて滑かな方が外になつて居る、さう云ふ外套を囚人に與へて居る、であるからナカ、温かいので凍へることはない、それから戦争の

時に遼陽で大變占領されたと云ふ茶です、露西亞人は茶がなかつたら一日も生活が出来ないと云ふ貴賤共さう云ふ習慣がある、で囚人にも茶を飲ませなければならぬが、それには角砂糖が要る、それも無論やるので甚だ厚い話である、それから西比利亞の監獄では是はポツ、見たが食物が餘ほど行渡ると思ふのは、窓などに麵包の食かけで捨て、あるのを度々見る、即ちそれ丈食ふ必要がない、麵包の如きも十分供給されると見てよいと思ふ。

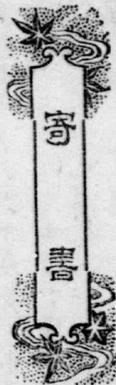
それから一般の事柄で露西亞の判断に付てお話をして或は御参考にならうかと心得ますから一言附加へて置きますが、露西亞と云ふ國はどうしても我々が其國を實見せずして想像では判断を誤る國柄であると思ふのは、例へば地方の代議政體一府縣會と云ふやうなものは立派に今日行はれて居る、それはアレキサンドル第二世の實行された所でありますが、それが立派の働を爲すとか云ふことは前に裁判官の事を申上げました、それと共に申上げたらよかつたらうが、それとは少しく種類の違つた事柄でペテルスブルクに冬宮と名の付いた宮殿がある、其宮殿を拜見に参りました時に感しましたのは、其宮殿の一部に先帝が御住ひなすつたと云ふ部分がある、其部屋は皇帝が暗殺されたのであるが、其當時の有様が少しも壊はされずに其儘になされてあつて而して誰でも百性でも町人でも虚無黨と云ふ者は今日ないが社會黨の如き者にでも來る奴には誰にでも見せるので、それがど

うかと云ふと日本で云つたら御學問所のやうな所で机がチャンとあつて其上に種々の書物だのピストルだの煙草を飲むパイプ小さな御親類方の寫眞、總ての室内の裝飾も其儘になつて居る、それから皇帝が傷を受けて宮中に戻られて一時寢て居られたと云ふ長椅子がある、それから御寢所の寢臺も其儘あつてそれを皆公衆に見せて居る、どうも合點のいかぬ國柄である、ソナナ事をしたら却て犯罪を獎勵するやうになりはせぬかとチョット考へるがさう云ふことになつて居る、それから例へば日本の先帝の山陵とでも云ふやうなものです、其皇帝の御墓のある所へ行つて見て驚くのは、其御墓の周圍を人民がドン／＼歩いて拜見出来る、私共が行つて見た時は番人が紀念に持つて行けと云つて其所に供へてあつた花を折つて呉れたが、日本であつたら非常な不敬罪問題が起ると思ひますが、さう云ふ譯で露西亞と云ふ國は行つて見ると案外の國柄で決して想像した國柄でないこと云ふことは確かであります、さう云ふ譯でありますから先づケンナンの書物を讀んで彼所へ行かうと云ふ感が起つて參りましたそれから段々實見致し又人の話を聞きましてどうしてもケンナンの書物は甚だヒドク書過ぎであると云ふことを判斷する譯であります、何んだか結局エライ露西亞の事を發立て、お話をしたことになりませんので露探ではないかと云ふ御疑があるかも知れぬが(聽衆笑ふ)併しさう云ふ譯ではないのであります、チョット想像したことから見ますと頗る感心すべ

き國柄であると思ふ、其國民を我々がやつつけたのですから支那人などをやつたことから見ると餘ほど威張れると思ひます、即ち我邦の名譽を茲に廣告することであらうと考へまして申上げました。

本講演は掲載するに先ち小宮氏の斧正を得る筈なりしも本誌編輯の都合上其禮を失したるの責は編者の負ふ所なり





○累犯者と戒護

大阪監獄 宇野霞山

囚徒を檢束戒護するの困難は、實に言ふ可らざる事業なることは茲に贅辨を俟たざる所なり、累犯者は之を大別して二となす、一、内因的累犯者二外因的累犯者即ち是れなり、而して内因的累犯者は之を更に區別して、(一)先天的累犯者、(二)習慣的累犯者及び偶發的累犯者の(三)と爲すべし、又外因的累犯者も亦之を二と爲すを得るものなり(一)常事犯者(二)偶發犯者なりとす、此等種類の累犯者を監獄に拘禁して檢束戒護するに就ては、大に研究を要すべき事項一にして足らず、今左に之を略述せん、

(一)内因的累犯者

(甲)先天的累犯者 予輩か此の名稱を附するものは多くは、懲治時代を經過して、未丁年囚と

なり次て今日に及びたる累犯者を指すものなり所謂少壯未だ辨別心なき當時より已に犯罪的傾向を有したるものと想像せらるべき部類のものなり、而して此種に屬する囚徒は概して監獄内に於ける生活は無意味なり、軟順なり、唯動もすれば犯罪意思が日常行爲の上に現はるゝものあるを免れざるは自然の向勢にして止むを得ざる所なり、且つ先天的累犯者を戒護するには一種の戒護術を要するものなり、已に云へる如く犯罪を見ること常事の如くなれば彼等の第二の天性なるを以て、容易に改良を加ふべきに非ず、此際に當つては、常に彼等の心裡を制肘刺戟するを可とす、何となれば彼等幼稚の時代より犯罪の趨勢を洞察すること鋭敏にして、高能の働き悉く犯罪的に傾注せられつゝあるものなれば、先づ活躍しつゝある意思を制肘するを要す、之れ獨り此種の累犯者に限り必要條件と云ふに非ざるも、一般累犯者と異り社交的能力殆ど缺乏せるを以て、意思と行爲とは常に一致するものなり、故に之を發見するに易く、之を

制するに易し、例令ば我意を擅にし怠惰を敢てし毫も遜色なし、即ち意思と舉動の一致するものにして、其意思其行爲は直接犯罪違令の意味を含蓄せり蓋し之れ先天的累犯者の特色にして吾人等の實に捕捉して感化戒護の妙術を施す機宜は此の表面に現はれたる動作を見ると共に其心裡に潜伏する犯罪意思の活動に存するものなり然るに戒護に將感化にして單純なる動作の上のみ施されん乎、彼等の心裡に於ては毫末も感化戒護の興味を知らしむる能はず、否之を咀嚼すべき智機を有せざるものなり、若し夫れ心裡と表現と相一致せざらんか實に容易に感化の機會を發見せずと雖も先天的累犯者に於ては之を見る事容易なる丈け、其施術も容易なるを以て機を逸せず而も其心裡を制肘するを要するものなり、故に此種の囚徒に對する總ての方針は表現せる事實より一層心裡に懲戒を加へざる可らず、即ち懲罰するに方りてや、他の累犯者と異り、意思を充分に懲治せざれば到底此を救済し、感化事業の成效も亦覺束なかるべし、然り

と雖も現在の監獄は罪種を別ちて拘禁場所を別異し、犯數に區別して離隔するを最大方針とせるを以て、憾むらくは良蹟を奏する事至難に終るなけん乎、兎に角戒護の方針は此戒護する上に最も留爲すべき點なりと信す

(乙)習慣的累犯者

此種の囚徒は多く丁年の後ち習慣性を備へたるものにして、辨別力を有してより犯罪を爲すものが爾後習慣的に之を働くものなり、此種の犯罪者も亦累犯てふ觀念を缺けると、害惡敢行か第二の天性となりたる點に至つては先天的累犯者と異なるものなし、然りと雖も此種の囚徒は内心好譎にして狡猾なる資性を有し、常に陰惡にして品性修まらず實に累犯者中困難中の困難なるものに屬す、而して此等の囚徒に接するには嚴正の二字あるのみ、要するに彼等の意思の發動は物に觸れて始めて生ずるもの多く即ち先見の眼を有せず、故に毎に爲す所の動作及其意思は頗る極端にして、爲すと爲さざるは一瞬時の間裡に於て決せられ、之を考思慮の後ちに行ふが如きことあらざるな

り、之を以て見るときは戒護の方法も亦單純潔簡なるを得策なりとす、嚴正の意味なるや蓋其意茲に存す、因果應報、罪惡必罰の原則を最も正確に而も嚴重に注射し、彼れの自覺を求めざる可らず、彼の奸誦心を斷念せしめざる可らず然らざれば例令其檢束鐵壁を以てし、戒護の優勢を以てすと雖も尙能く防止するを得ず、故に罪あらは罰し、善行爲を賞揚し其因果的自然の現象は必然的にして抵抗すべからざるを自覺せしめざる可らず、

(丙)偶發的累犯者 此種の囚徒も亦一個の累犯者なるも、他の累犯者と異なる點は、其犯意に於て大なる差異あると同時に性行動作に於て著しき等差を發見するものなり、而して此種のもは先天的に若くは習慣的に心裡上罪惡を常事の如く視、或は奸誦狡猾又は根本的犯罪を想像しつゝあるに非ずして、救済の途を失ひ若くは求め能はずして罪蹟を残すもの大多數を占むるは事實なり、故に犯罪意思の發動は常に間斷なく傾注せられつゝあるか如き彼の先天的乃至慣

しては猜疑心深くして曲根性爾々蔓性となり、善となく惡となく必ず反對解釋を試みされは止まざるの傾向あり、大に改飭すべき事項にして戒護者たるもの、最も痛心措く能はざる所のものたるなり、猜疑心或は曲根性を矯正するは公平無私にして公然、實直にして峻嚴、誠意にして仁義、而も平等にして表面なく戒護の他位に立たざれば到底猜疑の念慮を掃蕩し能はざるなり

(二)外因的累犯者

(甲)常事犯者 外因的常事犯者とは、内因的犯者と異り自己の意思より出でたる犯罪に非ずして自己の周圍を圍繞せる諸種の事情が犯罪を止むなくせしめたる累犯者なり、所謂意思と罪惡行爲とは當時一致せざりしものにして、従つて戒護の術も亦異様の手段と方法を要するものあり、而して此種の罪犯囚徒は自身自ら社會を怖れ、出獄をさへ厭ふものあり、宜なり自己は犯罪を餘儀なくさるべきものに圍繞せられざるを以て出獄夫れ何等の趣味なく、社會を通觀して

習的のものとは異なれり、所謂偶然に犯罪を爲す即ち或事情に纏綿せられ他に救済の途なく、遂に罪惡と知りながら敢てするものなりとす、此種に屬する囚徒を戒護する方法は前者と異り則ち將來の地位累犯者としては有礙なるものなれば、極めて慎重誠實に感化戒護を施すを以て當を得たるものと信ず、慎重誠實は獨り此種の囚徒に限らずと雖も就中此種のものに最も必要を感ずる以所のものは、彼固より理非の辨別心を缺けるに非ず、唯之を免れ其苦悶を他に避くるの途を知らず、否求め得ざるに基因する犯罪者なるを以て克く教養感化し諸種の方法に技術的智能を啓發せしめ、艱難に處して打ち勝つ丈の心裡上の救済的觀念と其手段方法を習得せしめざる可らず、

已上三種の累犯者中第一を偶發性とし第二を先天的とし第三位を習慣的の累犯者との順序なりと思惟す、之れ感化效果の順序にして其習慣性ものに至つては殆ど歸善絶望と云ふも不可なきものなり、而して三種の囚徒は共通の性質と又何等の興味を有せず、出づるも近きに再び獄門を入らざる可らざるは瞭然たればなり、故に戒護者たるものは普通彼等を遇すると共に、外因的生活を障害する事情を打破するに勉めざる可らず、即ち彼等安じて出獄後の方法を講せしむるの途を開き與ふべきなり、斯して始めて監獄最終の目的をも達し得て、責任を畢るものなり、而して直接戒護としては嚴正誠實に刑の執行を受けさしむる开か中に於て、或意味の即ち彼の犯す處多少其意思と相反し若くは自己の意思に非ざりし場合の如きを斟酌し、可及的心的根本を確立自覺せしめざる可らず

(乙)偶發犯者 之れ又外因的累犯者の一種にして其數實に少なしとせず、所謂外界の事情が犯罪を敢てせしむるは、前者と異ならずして唯其犯罪が外圍の事情の爲めに偶然罪惡を爲すものを云ふ、之を戒護する要訣は元來偶發的累犯者は或點に於て、意思薄弱なるものあるに基因するものなれば、此の弱點に向つて感化術を注入し、根本的犯罪意思の發端を豫防せざる可らず、

時に當つて心の弱きに因る犯罪者なるを以て、其心的作用を鍛練せしめざる可らず、而して戒護の嚴正なる中に、一種の趣味を加へ、犯罪意思偶發せりと見るときは直ちに捕へて嚴戒し、其善行爲を賞揚する等の策に出づるを可とす、予輩已に累犯者を類別的に戒護上の注意を述べ終りたり、終りに菴み一言すべきは拘禁囚の類別法是なり、現今の類別は罪種に依るか故に一面犯罪を蔓延せしむるの恐あり、故に此の幣害を防遏せんと欲せば、其犯罪原因に依り別異せざる可らず、之れ大に識者の一考に價するを信して疑はざるものなり、尙已上の論據は看守としての立脚地より見たる戒護法として論じたるものなり

(元)

○拷問は文明の利器にあらず

蘇 童

拷問果して文明の利器なる乎 知る人は知らん哉 余輩は本紙前號に於て既に述べたるが如く公暇僅

長に流れ爲に論旨を失ふの惧れなきを得ざるが故に余輩は茲に之を語らず以下の論中必要に應じ聊か之に論及すべし只夫れ今は所謂文明は即ち文明なり讀んで字の如きなり焉と前提して此本論に移らん哉

抑も綱紀を犯し國安を紊し財を掠め貨を奪ひ時に或は人命を傷つけ終に捉はれ法術に至り法官之を審問するや默して答へず答ふるも尙且つ言を左右に托し以て免責の僥倖を獲んと欲す渠等の心情憎むべきなり余輩若し法官たらは正に拷問すべきなり探湯烙鐵何のその水火尙且つ足らすとせんか脊を斷ち割り鉛の熱湯試むべきなり有るとあらゆる手段によりて其實狀を吐露せしめ以て眞想を穿つべきなり

とは言へ是れ只籠に倚りて箱根を踰越し諸侯各地に割據して威權を振ひ之れか通過に會ふや農工商の三族は唯々路傍に平伏し生を名門に享けざるよりは參政の權なく生殺與奪の權は擧げて之を士に委ね毫厘の民權をも認めざりし約言すれば民を視ること尙塵芥の如くなりし曷昔武門の治下に産れたる軀として感興なり換言すれば

少加ふるに學に乏しく到底他人の所説を云々するが如き時に本問の如く世論已に歸一して三歳の兒童尙能く之れが可否を辨せるものに對つて評論するの勇氣と閑を有せざるなり然りと雖も世人猶奮觀を改めず動もすれば監獄の衝にある者を以て冷酷無腸人種の冒頭に數へんとはする現下に於て之を輿論に待つは兎も角も尙も同人社會の口により而かも之れが必要を進んで議論せらるは斯道の爲に策の得たるものにあらざるを信するなり殊に況んや不必要なる拷問論に於てをや之れが斯道發展(固より間接)上に及ばす害や蓋し鮮少ならざるべし余輩が不文を省みず他人の説を敢て難する所以のものは實に之を憂ふるにあり

本問を解決せんと欲せば須らく先づ文明の何ものたるかを即ち文明そのものの意義を闡明し而して其果して拷問の必要ありやなしやを決せざる可らず蓋し文明とは或時代或社會に於ける現象を觀じ而して呼稱するものなればなり故に之を先決するは物の順序なると俱に論理上の法則なり然りと雖も若し夫れ之を論述せんか時或は岐路に趨り冗

往時を假想してのことなりき——一葉の紙片克く萬里に使用し一條の針線尙は能く千里隔絶の友と坐語せしめ汽笛一聲箱根を乗り切り門地に生を享けざるも尙能く參政するを得て民に貴賤の區別なく四民平等自由を緯となし民權尊重を經となし以て吾人が享くる總ての利權は法を發して之を保障し吾等をして各自其堵に安からしむるに至りたる今代世人は之を文明と謂ふ之に對する前者は之を非文明とは稱するなり然り而して世は如斯迂より捷に偏より平に轉亦一轉其幾度びか數を累ねて終に今日の文明を齎らし今や又昔日の像を存せず百般の事物日を追ふて革新の域に進み人智愈々發達し法制の如き亦昔Hと比すべくもあらざるなり特に本問に干するもの、如きに到りては些の缺點を認めざるなり假りに讓歩し之れか規定を缺けりとするも現下の如く解釋術の進みし社會に拷問用ゑざれば自白せしむるに事を不得得れば即ち之れが眞想知るに由なく從て歴然蔽ふべからざる犯跡あるも之を罰することを得ず得ざるか故に遂に放還せざるべからずとなすか如き迂愚の法官何處に

ある歟余輩は之を聞かまほしく存するなり
 由來法なるものは時代の必要により而して生れた
 るもの即ち吾人々類がある目的共同生存を達せん
 が爲に必要的範圍に於て之を要求したるものなり
 約言すれば社會が法を生みたるなり蓋し吾人は固
 之れ社會を組織せるの分子、看よ夫れコ、に一の
 犯人あり之れに對つて加刑するを欲するものはそ
 も亦誰歟之ぞ即ち社會なり吾人が秩序保全の爲に
 實に要望したるなり然り望めり然りと雖も吾人は
 之れが必要的範圍を超へて望まざるなり眞に之を
 欲せざるなり故に吾人は時に無辜の同胞をして冤
 に哭し無實に泣くが如きの懼れあるもの曾て要求
 したる事なし信なる哉言や我が現行刑事訴訟法は
 其第九四條に於て恐嚇詐欺の言詞(審問官)にすら
 も之を禁せり豈に拷問をや宜なり刑法は之を一の
 罪惡となし犯す者を待つに刑を以てす

夫れ拷問の制たるや過ぎにし昔裁判上に極端なる
 糾問主義を採用したるに胚胎し續みて之れが濫用
 を來たし諸弊相踵で迫まり數歳の久しき冤を囹圄
 に受くるあり甚しきに至りては纏纏の耻途に雪く

を得ずして長へに怨を泉下に吞むものあり然り
 其苦に耐へず心にもなき事を臚列し一時の苦痛を
 通れんことを企てたるもの古來その幾人なりしか
 余輩が茲に喃々するを要せざるべし蓋し歴史は之
 を證明す、實に拷問は、弊多くして益の之に伴は
 す而して之れが得失可否については世間已に定論
 あり

余輩は言はん拷問之を許すべからず之を許すは恰
 も盜を公認するに均しと、言ふ勿れ卓上一片の空
 論と蓋し空論とは實なきを意味すと雖も余輩が茲
 に陳ぶるが如きは實なき事にあらざるなり、爰に
 之を不可とし拷問之を許すを得ずと斷定したる所
 以のものはそも亦以上の理由による外更に之等の
 要を認めざるに基くものなり且つや法は已に之を
 禁じたり法の禁は吾人の禁なり之ヲ禁じて他面に
 於て再び之れか要を論す何ぞ矛盾の酷しきや、余
 輩は疑ふ論者は何を憂へて斯る論議を提唱せしか
 甚だ其意を解せざるなり若し夫れ余輩をして忌憚
 なく批評するを得せしめは論者が言へる瓢箪餘式
 とは斯る論議の代名詞なりと謂ふべきなり

要之論者の言を約めて謂へは如何にするも自白せ
 す自白せざるが故に遂に放還せざるを得不得と言ふ
 にあり然りと雖も被告必ずしも犯人にあらざる
 亦之を犯人なりと假定するも尙可なり蓋し現行刑
 事訴訟法は斷罪の資證は之を法官の判斷に委す即
 ち自由心證主義を採用したればなり尙又論者が言
 へる答へざれば云々の如き予輩は之に答ふる事を
 欲せざるなり否寧ろ大人なげなく思ふ者なり論者
 若し疑ふらくは刑事訴訟法を繕き一讀瞥見正に之
 れなすべきなり雲翳自ら霧れ心氣釋然たらん哉何
 すれぞ條章を示すの要やあるべき。予輩私かに催
 ふ論者固より之を知り知つて而して殊更斯る論議
 を記述したるにあらざるなき乎諷刺としては蘇童
 固より之を甘受す其意果して那邊にあるか姑く記
 して答を俟ち復た更めて紙上に相見へん暴論忘評
 多謝々々

○教誨論に就て

華陽生

教誨をして有効ならしむる方法に就ては先輩諸氏

第十九卷 第六號 寄書

の御論述の外に猶之れと重大の關係を有する者が
 あると考へますから聊か御參考として申し述ぶる
 こと、致します私所謂重大の關係とは何にであ
 るか其は遇因法の一事であります若し夫れ遇因法
 なる者が不適實でありましたならば所謂百日の説
 法も何とやらの械を有せしむるに至るとは私は信
 ずるのであります故に私の所信としては教誨をし
 て有効ならしめんには遇因法と相俟たさるべから
 す而して教誨者は博識徳望熱誠の三者を有する者
 ならざるへからすと云ふに在るのであります然る
 に此重大なる遇因法は各監獄區々であつて然かも
 冷酷ならざるなきかは其處遇法の反映とも云へき
 其犯則別表に依て觀るも其一斑を窺ひ知ることが得
 らるゝのでありませう此現象たる畢竟行刑趣旨の
 解釋を異にするに依るのでありませうそこで此自
 由刑と云ふことは人間のあらゆる自由を拘束する
 のではなくして自恣の自由を拘束するのであつて
 而して又拘束なる文字は敢て束縛窮屈ならしむる
 にはあらずして自恣の心を起さしめざる機誘掖教
 養監督するの意にして依て以て彼れ罪囚の心を一

轉して向上的精神を發せしむるにありと解釋することが正當であらうと信するのであります。斯様に解釋致しまして之を罪囚處遇の上に實現せしめまするには第一に司獄官の心理學即ち兒童心理、教育心理、犯罪心理等の諸方面に向つて心的現象の變化を研究せらるゝこと最も必要と考へますのであります。第二には現今監獄に行はれつゝある減食處罰法や制服帶刀等を廢されたのであります。恠る姑息の懲罰法があります。爲めに之に依頼して進歩的思想の起らざるのみでなく此法たる一の壓迫的方法でありまして益々彼等の心情を邪僻ならしむるので折角の聖域と稱せらるゝ監獄は恰も一の怨府となるので監獄は彼等を改善する處でなく犯罪原因を再演するに等しと云ふことにならうと考へられるのであります。而して之れは些細のことのようにあります。か制服帶刀の一事であります。が力及なる者は其性質上所謂凶器であつて假令ひ名義は護身にありと致しましても護身と云ふことの裡面には之を害するものありとの意を有するのであつて彼我の間に之か爲め時に慄然たる感を惹起

する場合少からざること、想像し得らるゝのであります。第三には監獄に於ける醫學の應用と云ふことは從來極めて消極的であつて之か應用は恰も刑罰の効力を輕減せらるゝかの感想を司獄者間に有せらるゝのは甚だ遺憾の極であります。一體監獄衛生と云ふことは如何なる趣旨より起つたのでありませうか之れは云ふ迄もなく刑罰の効果を完からしむる爲めでありませうから刑罰は衛生を侵害せず衛生は亦刑罰を輕減せずと云ふことが至當と思ふのであります。先哲の所謂衣食足て體節備はるとは之を罪囚處遇の上に移して好教訓なりと思ふのであります。凡そ人生最も始めに起る慾望は何にであるかと云へば衣食の二つであるので生命維持に必要缺くべからざるに依るので此慾望否必要の供給を充たす克はさらんか豈に他を顧みるの暇あらんやであります。故に私は奢侈優遇の意味でなく只向上的思想即遷善の心を自然的に彼等の腦裡に發起せしめ得る底の衛生設備をなすことは只に刑罰を輕減せざるのみならず大に其効を認むるのであります。

す而して上來述べ來りましたる希望を充たしまするには司獄官の地位と休養とを與ふることは最も必要を感じるのであります。即ち俸は以て内顧の憂へなからしめ休養以て其潛勢力を養はしめ其品性や其人格や眞に活模範たる實行者を得るに至らざるば所謂教誨をして有効ならしむること能はざるべしと信するのであります。

○刑法附則第卅四條に就て

樂嶋無名氏

刑法附則第卅四條に云「刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共に監視に付す可き時又は監視の期限内再び罪を犯し更らに監視に付す可き時は並に主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行すべし」と

現今實際の取扱は本條の通算云々を合算と解し前刑後刑共に監視を合せ執行するものゝ如し。玆に所謂通算とは果して合算の意義なりや奈何是れ大いに疑の存する所なり敢て私見を陳へて識者の高教を俟たむ

思ふに(一)通算なる文字が通常用語の上に於て合算とは適かに字義を異にするは道ふを要せざるべく之れを(二)刑法上の用例に徴するも合算と同義に用ゐたるもの無きか如し例令は刑法第百二條「其の重きものは之れを論し前發の刑を以て後發の刑に通算す云々」の如き前發の刑を以て後發の刑に通算すとは前發の罪に科したる輕き刑と後發の罪に科したる重き刑とを合算して前發の輕き刑を控除したるものを執行するを謂ひ畢竟單に一の重き刑のみを執行するに外ならず之れ學者實際家の見解共に一致する所にして同條第二項に於ける亦た同じ然るに獨り同法附則卅四條の同一文字に對してのみ特殊の理由なくして特殊の字義に用ゐたりと解するは肯綮に中れるものとは謂ひ難し蓋し其の字義が明かに法意に反する場合は格別同一法令中に存する同一文字は之を同一の意義に解すべきは法律解釋上の原則にあらずや。更らに之れを(三)監視の性質上より致ふるに監視の目的は出獄後の累犯を防遏するに在りて其の自由を檢束するを以て主趣とするものにあらず同附

則第卅五條に「罰金を禁錮に換へたる者監視に付すべき時は其の禁錮の日数は監視の期限に算入すべし」と規定せるに監視の性質上殆ど明文を待たざるなり今夫れ罰金換刑の執行が兼て監視執行の目的をも完全に達し得るか故に該日数を監視の期限に算入せる法意を了知し得ば尙ほ第卅四條の場合に於ても或る期限の監視執行が兼て其れより短き若しくは均しき期限の監視執行の目的をも達し得べきは必然の筋合なるべく爾く兩條を比較對照し來らば自ら法意の存する所瞭々火を睹るか如け

要するに予は本條通算の意義は刑法第百二條及び同第二項に於ける通算と同義に解するをもて妥當なりと信す換言すれば結局前刑後刑共に附加せる各監視中單に一の最長期のもののみを執行することとなるなり是れ文理解釋上は申すに及ばず監視自體の性質上自明の理なればなり

○「窮民調査表」を見る
進藤 正直

犯罪と窮民とが其如何に密接なる關係を有するかは今更云ふまでもないが、所謂窮民なるもの、完全なる調査が未だ一般的に行はるゝに至らざるは吾人の深く遺憾とする處である、蓋し其困難の業たるや論なしと雖も、然れども若し最も民情視察の便利に富める機關に依りて其事實を檢舉することが出来るならば、其結果必ずや有益なる統計を得、社會的事業殊に彼の救貧事業が近時漸く發達せんとするに際し最も緊要なる參考となるであらうと思ふ、偶々司法官の會同あり盛岡なる淺野檢事正が其管内に於ける「窮民調査表」を示さるゝに及び平生の所感更に切なるものあるを覺えた次第である、左に掲ぐる處のもの即ち是れにして之を以て未だ十分の調査とは云ひかたからんも、而かも同檢事正が特に其配下に訓令して例の民情視

察には最も便利の地位に在る下級警察官の手に依りて、最も精密に調査せしめられたるもの、由なれば其價值は推して知る可きである、試みに之を同地方の人口に比例せば即ち、

(人口百人中の窮民)

女……………○人三分

盛岡市……………二人九分
岩手外十二郡……………十一人〇分

にして岩手縣全體に於ては十八七分の割合である次に之を最近三ヶ年に於ける受刑者との割合を見るに、

(窮民百人中の受刑者)

男……………二人三分

にして男女の平均は一人三分に當つて居る、此の如く女は男に比し殆ど八分の一に過ぎざるも若し夫れ其實數に在りては全く正反對を示し、男三萬人の多數を占めて居る、左れと此等の現象は比較觀察を待つて初めて其眞價を知り得可きものなるが故に余は今茲により以上の觀察を試みる能はざるを遺憾とするものである、希くは此種の調査が全國に涉りて同一方針同一方法の下に行はるゝに至らんことを。

△窮民調査表

(盛岡地方裁判所管内)

自活ノ途ナキ窮民	戸數		計	將來自活ノ途ヲ失フヘキ見込アル窮民		計	合		計
	男	女		男	女		男	女	
盛岡市	一三六	一八九	二五八	一三三	二〇六	四七三	二六七	三九五	五二五
盛岡郡	七〇六一	一六、九〇六	一七、八五八	八、二二一	二二、一五三	四、九〇四	一五、一八二	三八、〇五七	三九、六一〇
岩手外十二郡	七、一九九	一七〇、九五五	一八二、一六六	八、二五二	二二、三五八	二二、〇一九	一五、四四九	三八、四五三	四〇、一三五
總計	八、一三六	一八八、〇六一	一九六、一四四	九、一〇三	二六、七〇七	三三、〇三九	二〇、一〇一	五三、一四〇	五七、二八五

(備考) 本表ハ明治三十九年二月現在調査ナリ
原本ニハ各郡別ニ記載シアルモ今特ニ郡ハ一括シテ掲載セリ

年齢は二十歳に近き者一二あるも過半は十一二歳前後にして中には就學年齢に達せざる者十名内外あるの現況なれば實業教育として院内に設けあるは機械裁縫等に從事せる者數名あるのみ其他は各自通學せる學校に於て習得するものにて院内にては實業に従事すること少し、然れども一たび收容したる者は必ず一家獨立の見込ある業務に熟達するにあらざれば決して退院せしめず、故に一時の救済に係る僕婢等に備はんと請ふ者あるも之に應ぜず、永久に或業務に就かしめ獨立の經營を爲さしむるに足るものと認むるに於ては退院せしむることあり院主は全く自己の家族として世に出でしめんことを期するには終始其慈育の下に獨立生活し得る業務を有する家族たらしむるを希ふと物語れり、昨年に於ける入院者は孤兒二人貧兒一人軍人遺兒二人にして目下在院者は四十人内男二十一人女十九人なり現在院者を種類別にすれば孤兒二十一人貧兒十一人遺兒七人老衰者一人にして在籍府縣は東京十八人静岡六人千葉岩手各三人高知二人廣島群馬栃木各一人其他無籍者五人なり同院

セ、參觀せらるゝに際して其方々の行爲が院兒等の教育上に妨げありと認むる時は臨時參觀を謝絶することあるべし
ハ、參觀せらるゝ時は差支なき限り住所姓名職業及其年月日を帳簿に記入せられたし

岡山縣の出獄人保護事業

岡山岡山縣知事は出獄人保護に熱心劃策する所ありとは豫て耳にする所なりしが今同市町村長に於て其方法を實行せしめんとし左の訓令文を發し同時に各警察署長に對し市町村長と合議し便宜を與ふべしと通牒したりと云ふ

出獄人にして其引受を爲すべき者なきものに在ては本縣下私設團體たる備作惠濟會保護院に於て之を引受け保護しつゝあるも親戚故舊等頼るべきもの有るものに在ては之を放還して各自の任意に行動せしむることとなり居るを以て出獄後其郷里に歸住するも一般人民に於て之を忌避排斥するの傾向あると刑除の不信用よりして正業に従事するの途を得ず爲に糊口に窮し遂に再犯に陥るもの往々有之趣右は已むを得ざるもの

の維持費は内外同情者の寄附金品及基本金の利子の外製品及不用品賣却より生ずる收入にして昨年中の收入七千二百二十五圓餘、支出五千六百九十五圓餘なりと云左に掲ぐるは同院參觀規則にして之に依りて同院教養方針の一端を知り得べし

- 一、院内を參觀せんとせらるゝ方は院兒等の教育上に妨げなき様注意せられたし
- 二、院兒等に對しては構むべき孤兒とせず愛すべき眞家の兒女として應接せられたし
- 三、院兒の教育上に關すること又は院務上に係ることに就て質問又は忠告せんとせらるゝ時は必ず院兒等の面前に於てせずして別室に於てせらるべし
- 四、左に掲ぐることは院兒の教育に妨げあるを以て堅く謝絶す
- イ、院兒等の面前に於て其者の既往及性行上に係はることを質問せらるゝこと
- ロ、院兒等の面前に於て「孤兒」又は「哀れ」等の語を口にせらるゝこと
- ハ、院兒等の面前に於て其者の生父母に係はることを質問せらるゝこと
- ニ、院兒等に直接金品を與へらるゝこと
- ホ、其他院兒等に自己の孤兒なることを自覺せしめらるゝこと
- ヘ、院內を參觀して心付かれたることあらば何事でも遠慮なく院員へ告げられたし
- 六、參觀せられたる方は成るべく他の慈善事業に就て知り得られし所のことを語られたし

なりと雖も隣保相助け以て犯罪者を未然に防遏するに務めしむるは其市町村に於て正に盡すべきの責務なりとす殊に免囚の保護は現下の状況に於て最も必要のとにして犯人を減少し社會の幸福を増進するの一助たるを以て此際別紙保護取扱事項に準し直に警察署と協議の上町村長に示達し保護の實行に努めしむる様取計はるべし但本文實行の上は直に其町村名及び保護の概況を報告せらるべし

年月日 知事

郡市長宛

出獄人保護取扱事項

- 第一 出獄人に對し一般人民に於て之を忌避排斥するの傾向あるは已むを得ることとなりと雖とも斯くては再犯防遏の一大障害となるを以て之か觀念を排除することを勉むること
- 第二 郡市町村に於て衛生其他各種の講話會等開催に際しては可成之を利用して出獄人に對する同情を喚起し其保護誘導の必要を説示することを勉むること

第三 市町村に於て保護すべき出獄人は先つ大要左の範圍に止むること

一、貧困の爲め犯罪に陥り處刑せられたる者
二、偶發的犯罪により處刑せられたる者

第四 保護の必要ありと認めたる者は豫め監獄より其者の性行技藝及び特長等を警察官署に通知し警察官署は更に其者の居住地町村長に移牒すること

第五 未成年者殊に十六歳未満の者に在ては其保護者たる父兄あるも多くは保護監督の不充分なる爲め再三犯罪に陥る者あり是等は市町村長又は警察官に於て特に其父兄に對し戒飭注意を加ふること

第六 市町村長は一般人民の事業に對し職業の紹介を爲すは勿論其部内公共の勞役には勉めて出獄人を使役すること

第七 警察官及び市町村長は出獄人の怠惰又は不良の徒と伍するを認知したるときは之に戒飾を加へ再犯を防遏することを勉むること

第八 市町村長に於て監獄より出獄人所持金の

防の爲め赤貧にして獨立自營の途なき者に對しては適當なる保護を加へ自活の方法を授くること、出獄人をして累犯に陥らしめざる様特に保護奨勵し正業に就かしめ良民に復歸せしむること、保護すべき者の範圍は(一)赤貧にして生活に差支る者(二)未丁年出獄者(三)丁年以上の出獄者に就きては當分の間先づ(イ)貧困の爲め犯罪に陥りたる者(ロ)偶發的犯罪に陥りたる者(四)特典に依り出獄したる者(五)右の外改心の状態はれたる者、と云ふに在りて郡長警察署長分署長及市町村長は保護委員となるなり尙同總會に於て青木檢事正の演説したるものを聞得たれば左に

免因保護事業に就て

(青木檢事正談)

本會は明治三十八年二月を以て發會式を擧げました但其當時は二百十八人の會員で御座いました而して四月より收容の運びに至りまして今日まで引き続き居る次第で御座います現今の所ては會員は段々増加して來まして六百九十二人と云ふ多きに至りまして收容したのは十人で御座いますか今

送致を受けたるときは勿論尙ほ勞働賃金の殘餘あるときは之を郵便局等に預け入れ其の預金通帳を保管すること

第九 前項貯金の拂戻を請ふときは市町村長は其事情を審査し已むを得ざるものと認むるにあらざれば之を許さす成る可く利殖の觀念を誘起することを勉むること

第十 各市町村に於ける被保護人の状態及び其成績は各郡市長に於て取纏め毎年二回(六月)之を知事に報告すること

●福島免因保護會の擴張

同會は昨年十一月第一回總會を開きたる以來續々義捐金の申込もあり基本金二百圓にも達したるより第二回總會を開き事務報告、會計報告等創立以來の經過に就き報告を爲し、更に中村に支部設置の件を決議し尙今後は免因保護の爲めのみならず犯罪の誘介原因に在る者をも保護し未發に防止するに努めん方針にて郡市町村保護規約を設け町村長にも賛助方協議中なりと其規約の要點は犯罪豫

の所ては三人丈けしか收容してありません尙現今の基本金は百九十八圓五十四錢二厘御座います尤も本會の生まれ出て、より未だ一年余りにしかならざるも著しき發展したるにもあらず又余りの故障もなく本日總會を見るに至りましたのは誠に喜ばしい事であるが扱て私が諸君に一考を煩はした事は本會が將來執るべき方針は如何すべきやと云ふ問題では本會に取て極めて重大なる事であります其方法は種々ありまして或は多數の免因を收容し授産場的方法に依り勞働せしめて産業を授くる乎或は少數個々の者を保護して以て獨立自營の道を得せしむる方法を執る乎其他種々の方法あるべけれども要するに大略其方法目的を定めざる可からずと思ふ第一の授産場的方法に依る時は多額の資金を要するのみならず種々の設備を要し適當の監督者を要す從來の經驗に依るに保護會の瓦解に了りたるものは此方法を執りたる者に多く其基礎の強固ならざるに事業を擴張するの過度なるに依るのである當縣に於ても前に保護會の瓦解に歸したるは濫りに事業を擴張し授産場的方法を執

りたると監督者其人を得ざりしとに由るのである之に反して第二の個人的保護事業は遅々として盛大ならざるも概ね良好の効果を奏し土崩瓦解するの憂渺ない然れども絶對的に授産場の方法を設け事業を擴張するを非とするには非らざるも唯基礎を確定鞏固に爲し然る後に爲すべしと云ふに外ならざるを以て本會も將來の資金を増加し基礎も確定したる曉には事業を擴張して授産場の方法を執るも可なるべきも今日の場合に於ては其方法を執るの時期に非らずと考へる次第である

自分の希望は第一に當縣下に於ける各町村長及び總ての有志者及官署公署の官公吏諸君は何れも本會を賛成せられ以て本會員たらんと欲するにあります而して免囚にして保護すべき必要の者あるときは典獄より所轄の町村長に通知し町村長は其町村の會員有志者と謀り身分に應じ相當の職業に就かしむる方法を請じ衣食の道を得せしめ以て累犯を防ぐに在り斯くて縣下到處其實行を見る時は其効果實に至大なるべきを信する次第である其方法に至りては何れも行ひ易くして害の生ずべき筈も

千四百六十二人で前年に比すれば一千八百八十五人を減す其減少せし原因は種々あるべきも一には各所保護會等の設けありて累犯を防ぐの效果も其一因ならん現に英國の如き大國に於てすら囚人僅かに一萬二三千人に過ぎずと云ふ而して彼の國の如きは感化及保護事業等補助機關の設備完全にして累犯を防ぐの效果たるに外ならない當裁判所管内に於ける昨年中の囚人數は二千百五人あるが其内再犯以上の者一千人に對する十八歩合にすれば百人中再犯以上の者四十八人に當り殆ど半數は再犯者である斯く多數の再犯以上の者を出すは畢竟滿期出獄後衣食の途なく止を得ず再犯の余義なきに至る者多きにあるものである茲に於て本會の必要を感ずると同時に益々本會の目的を充分に貫徹せしめ以て其効を奏せしめんと欲する所以なり云々

○免囚保護會設立計畫
新潟縣頸城郡に於ける大日本佛教慈善會財團會員相謀り同財團事業の一として上越免囚保護會なる

なく又瓦解を見ることなく奏効著しきを見る事が出来る然るに茲に遺憾となすべきは當縣下に於ける本會の信用等未だ遍からざる一事である其所以は前に述べたる如く往年保護會を設けたるも多額の資金を有しながら或る事情の下に瓦解したる事實あるを以て今回も亦如何なる結果を見るべきか疑念を抱かるゝ人が多數であるかの如く傳聞して居る殊に或部内の如きは自己の部内に支部を設立せば賛成すべきも福島に會費等の送付をなすは頗る厄介たるの故を以て會員たるを辭する者あるに至り斯く疑念を抱かるゝは當を得ざる事なれども往年瓦解に歸したるは其方法宜しきを得ざると監督者其人を得ざりしとに基因するものにして今回は根本的趣むきを異にするものなれば濫りに杞憂を抱かずして本會の主義精神のある所を諒せられん事を希望の至りに堪えざる次第である而して本會が社會に必要な事は今更述ぶる要なし各府縣概ね其設けありて且つ盛大に向ひつゝあり當縣の如きは甚だ幼稚にして統計に上る可き程度に達せず今全國囚人統計を見るに本年二月現在四萬九

ものを設立せんと企てあり同財團の寄付金を以て事業費に充て廣く篤志家の義捐金を募り維持費に充つる筈にて目下之れか準備を進捗しつゝあり同會より發表したる設立趣意書は左の如し、因に其位置は高田町ならんと云ふ

上越免囚保護會設立趣旨
新潟縣出獄人保護會は曰く囚人保護事業の監獄制度に缺く可らざるは猶兩翼雙輪の須臾も相離るべからざる如き獄監獄の事業如何に改良を加ふと雖も保護事業の一か缺くときは充分の効果を結ぶこと能はざるものなり凡そ在監中改悛の跡著明にして再犯の憂なきまでに至りし者も一朝期滿て獄門を出るや家に資産なく人に信用なく社會亦彼を容れず爲に空しく活路に彷徨し再び法網に觸れ閑居の裡に呻吟するもの哀しくせす古に所謂恒産なきものは恒心なきものにして其行や固より惡むべしと雖も其情狀に至りては實に憐むべきものといふべし是則保護事業の監獄事業と相成り相資けて其成績を見はす所以にして保護事業の與らざるべからざる所以なりと實に爾り

從來我上越の地たる人文已に開け政事實業宗教々々に關する諸般の施設大に發展せるものゝ如し故に慈善事業に於けるも亦見るべきものあり和歌孤兒院の如き漸次隆盛に過ぎ今既に院の報告を月刊するに至り訓練學校の如き郡の後援を得有志の助成を併せ日に月に邁進の實を見はすに至り獨り免囚保

議の事に至りては未だ施設の企畫あるを聞かず社會のため人のため道のため遺憾とする處尠少なからんや故に我等大日本佛教慈善會財團會員有志と相謀り上越免因保護會を設立し其の缺點を補はんとする

惟ふに日露戦役の結果我國威の發揚に伴ふて國用も亦大に膨脹す諸般の經營設備未だ善を盡し美を極むるに至らずと雖其費す處戦役前に倍蓰するあるべし之れが爲に貧者は生業を得るに困み糊口に窮する者あるが如く常に非行を遂ぐる者多きに至るが如し都鄙新統の三面記事に於ける狗盜鼠賊の多き證するに餘りあり嗚呼社會の安寧秩序は日々破壞せられ人道の實踐躬行は月々に荒廢に陥らんさす太だ嘆すべきなり身家の屋に住し妻を畜ひ子を養ふるもの猶如此況んや罪人の身となるものおやたまひ在監中に於て法律の周章なる庇護に感じ敬慕の懇篤なる矯勵に化せられ再犯の憂なきまでに悔悟改後するものありと雖も期滿て獄門を出づるに當り着するに衣なき食するに糧なきもの所謂家に資産なく人に信用なく社會亦彼れを容れざるが如きもの非行を再びするが如き亦甚だ憐愍すべきものにあらずや故に同志相謀り之れが救護の方策を講じ無資無頼の徒をして自活の途に導せしめず非行を復び遂行するが如きに至らしめず一方には社會の安寧秩序を維持し一方には人道の發達伸張を期待せんとす大方の語氏振て賛同せられんことを希望に堪へざる處なり

明治三十九年六月

●西南見聞錄 (七)

香 川 生

奇談珍説でもない見聞録が段々長くなつて、恐入る次第であるが道行きだけは、一通り御話せねば巡視の責塞きとならぬと思ふので今暫く御耳を拜借したい、併し成るべく簡單にすることに致しますから………沖繩の次ぎは長崎であります沖繩から海路鹿兒島に着て鹿兒島から例の交通不便の陸路を汽車馬車人力車とで水口へ出て、それから海路三角へ着くや直に、汽車で長崎へ向つた、長崎附近は戒嚴令が施行せられて居るので、其筋の注意が嚴重である、丁度長崎へ着く前の驛から一人の巡査が汽車に乗込んで客車の中を睥睨して四五人の住所氏名職業年齢を取調べた、自分も其一人で住所氏名から職業それから前日何處を出立したが何處へ何用で往くかとの訊問、一々明瞭に答へた、別段悪い所業はせずとも露探とも疑が

つたかと思ふと、餘り氣持ちよくはない、夜七時頃長崎へ着いて翌日から監獄を觀た、諸帳簿書類等眼に映したところでは比較的整理してある殊に司獄官會議の様子は從來觀た監獄の中で最も順序よく利用せられてあると感したのであります、長崎へ着いて二日の後恰も小河事務官の乗組まれた歐洲行の船が立寄つたので典獄其他の職員俱々同氏を訪問し、相伴ふて上陸し旅宿で朝飯を共にし二時間計り談笑し更に船に送りて小憩して訣れた、其際私は同氏に就て斯ふ感した戦勝國の政府を代表して萬國監獄會議に参列せらるゝは非常に得意であらう又戦勝國の委員であると云ふので欺待せらるゝと同時に、調査上頗る便宜を得らるゝであらう、便宜を得らるゝのは彼地の監獄事業を調査する上に便宜なるのみならず、吾國の監獄事業を紹介する上に一層の便宜があるであらう、之に伴ふて其責任の重大なるものがある同氏の骨折は大抵ではない、と思ふた續いて考へたのは萬國監獄會議は種々の部門があるのであるから唯委員として一人を特派するのでは足らぬ殊に斯る戦勝

の餘榮ある便宜多き時に於て一層其必要がある況んや部門は數多に區別せられてあるのであるから其勞を分つの必要があると思ふ、長崎は戦争開始後は各國の軍艦商船の碇泊が頗に減したので港内も餘り賑はぬ、露國人を顧客として居る伊奈佐の巷衝などは殊に不景氣の觀がある、長崎は一般に戦争の影響で商況不振である、長崎では七月十一日から四日間泊つて居つたので丁度干鰯盆に遭遇したが其風習の異つたことと思ふたのは市街を圍繞して居る山に墓が澤山にある、其墓に十三日から十五日まで澤山の提燈を點ける、墓塔の前後左右に華表の如く又門の如く二三本の柱を建て、之に提燈を吊るすので墓塔一基に四五十張多きは百張以上の提燈を吊るし夜に入ると燈火を點ける、澤山に吊るすのは其家ばかりでない親族からも友人からも贈るのである、其家ばかりでも二三十張はある、云はゞ外觀を裝ふのである、一の全盛である、其吊るのものにも綱を斜に張るのもあり横に直線に張るものもある、横に張るにしても二重にも三重にも張るから提燈か二段三段に藤花の棚の如く

葡萄棚の如く鈴實りに、ブラ下さる、提燈にも酸漿形もあれば小田原式もある或は長方形の行燈形もある、何にせよ墓塔一基でも少くも二三十の提燈多きは百張以上の提燈を吊すのである上に幾百となく墓塔があるのが悉く其通りであるから満山皆提燈之れに燈火を點するのであるから夜の景色を遠方から眺めた處は實に奇麗で東京で銀座通りにイルミネーションの墜道を作つたよりも一異觀で到底筆紙の名狀し得らるゝところでない、聞く處に據れば七月十三日に提燈を點火するのは前年の七月子蘭盆から其年の孟蘭盆迄に死んだ新精靈ある家だけであるをふだ、十四十五日は一般に燈火を獻けるのであるをふである從て十四、十五日の兩日は最も觀物である、午後七時頃から一家擧つて墓に詣で、そして其墓前に吳塵や毛布を敷きて御馳走を食へる、其點に至つては沖繩の風習に類似した所がある即ち親族睦しく暮す狀を祖先に示す心持ちである、従前は随分墓前で跳ねたり躍つたり甚しきは藝妓を呼で騒いだものであるが近は警察方面から嚴しく干渉するから、そんなこ

とは跡を絶つに至つたとのことである、此節では墓前で酒食を俱にして終れば十時前後には引揚げる、其際に提燈を消して歸るのである、十五日の夜までは毎晩其通りをすると云ふことで、又之を觀る爲めに掛ける人が多いのである、隨分奇異の感があるのであります、それから三菱の造船所を觀るの便宜を得たので或日曜日に典獄同道で出掛けた、造船所の規模は大きなもので職工も幾百人居るか幾千人居るか種々の機關を運轉して居る、大なる船渠も二箇ある就中飽の浦の一船渠は日本第一の大船渠で長七百十四呎、巾九十六呎、船臺上の水深三十四呎半あるをふである、専門家が視たならば定めし有益であらうが吾々の門外漢では説明を聴ても判らぬ、が視た所唯巧妙にして人力の恐るべき、自然の力を奪ふかと思はれる程であつた、其際一外國船が修繕の爲めに繋いてあるを視て、日本工業の發達も亦悔るべからずと驚いたことであつた、長崎港は、維新前から外國船の出入があつて早くから貿易を爲て居つたのであるから今日に至つては歐洲人の居留地もあり商

業を營んで居る、支那人の如きは夜に入ると、市街の路傍に小さな露店を出して小兒の玩具などを商ふて居る、居留地には各國人が妻子と散歩するのもあり店頭に腰掛を出して涼んで居るものもある其處に到ると日本の領地とは思へぬ位である、從て外國人にして日本婦人を妻妾とするものもある、或者は自己最愛の娘を外人の妾に遣つて一攫千金、之を資本として現に大きな商業を營んで居るのがある、長崎港全體が海陸交通の便宜があつて既に維新前から開けて内外人士が輻湊したので、自然風習が淫靡になつたものか、又近くには佐世保軍港もあつて海軍々人の出入もあり外國人の船舶の最終の立寄場所であるから將來益々發達するであらう、今日の隆盛も維新前後から胚胎したのである伊藤侯でも大隈伯でも故副島伯でも書生時代に數々長崎の圓山邊に起居し會合せられたそふであります

長崎から諫早に行き新築中の監獄を視た、監獄は七分通り竣工して居つて、其翌日馬車で島原へ往つて分監を視た、獄務の状態は格別非難するだけ

の事はないが長崎の本監に比しては頗る遜色あるものと思つた、諫早、島原共に淫風盛んな處で諫早の如きは下女を雇ふにも夜分外出を許すとか、家に情夫を入れることを許すとかせねば下女に雇はれて來る者はないとのこと、島原は小汽船和船の寄港地であるから一層淫風甚しくて港町と稱する處などは住民の過半が密賣淫若は賣淫の媒介容止を以て生業の如くにして居る、船乗夫の如きも趣味なき海上の業務に倦みて、久し振りに上陸するのであるから、勞苦を慰する爲めに金錢を撒き散らす從て一般商業も繁昌する、と共に賣淫窟に這入つて慾望を満たすので、之れが彼等の唯一の娛樂である、そこで若し警察方向から其取締を嚴重にすると賣淫者又は船夫は勿論他の業務に従事して居る者も一齊に生業を奪ふものであると絶叫して妨害を試みると云ふ事では始末に困まる、偶々之を處罰しても敢て耻辱とせぬのである、之を懲戒する効はない、改善と云ふとは空望である、賣淫は父兄之を許容して黙過するのみならず、家計補助の爲めに子女を勧誘するのであるから根本的

に掃懐することは不可能と云つても過當ではあるまい、併し煤毒の如きは父兄が能く注意して救治を怠らぬので案外疾患者は稀である、病毒感染の憂が少くないから、欲望を満たす男が澤山に入込むと云ふよふな譯である、警察當局者も之を檢舉するに就ては手古摺つて居ると云ふことであり、それから嚴原分監は視ることを得なかつたが彼の土地の犯罪は竊盜が最も多くて之に亞くものは賭博犯であるとのと、又監視者の監督は毎月定日に出頭せしめて警察署長自ら誠諭し又時々巡查をして家宅に臨ましめるのである、監視の方法は何れの地方も大同小異耳新らしき事もありません次は佐賀でありますが彼地方では別段聞く處が乏しかつたので、御話の材料がない、強て話柄とするなれば其土地は商工業が餘り繁昌せぬ、將來とも發達せぬであらうと想像される丈け何となく蕪索として居る、これは或は九州鐵道の線路ではあるが其西に、長崎あり東に福岡と云ふ繁華の場所があるので九州地方に往來する人は長崎にあらすんば福岡、福岡にあらすんば長崎に泊る、左も

なければ唐津武雄の邊に泊るので佐賀は其利益を奪はるゝのである、人の出入が少いから土地を密ふすのが多くない、人の出入が少いから物資が集散せぬ、物資が集散せぬから取引もない、取引がないから人の來往がないと云ふ循環理法に洩れぬのである、斯の如く他府縣人の來往が少いから商人でも取引が上手とは思はれぬ顧客を待遇することが拙いのである、自分等の泊つた旅籠屋は佐賀で第一等のものであるそふなが其待遇方の拙いこと所用が辨せぬと、氣の届かぬことは恐らく他に比類なしであらうと思つた、之れは旅籠屋ばかりではない、土地一般が右の状態であるから土地の人全體が覺醒せねば駄目であると思ふ、土地の名産としては鍋島焼とか云ふ陶器もあるのだから商人が奮發すれば客足を止める望みもなきにしもあらずである、尤も二三日の自分の所感であるから以上のことに誤りなきを保し難い、若し誤りであると申込があれば幸ひである、喜んで受ける、佐賀の爲めにも賀すべきである佐賀地方の風習等を詳しく御承知の方は遠慮なく申込んで自

分の惑を解ひて下さい、佐賀には三日間滞在して次に唐津へ往きました、唐津は佐賀とは反對で土地が陽氣である、中學校師範學校の職員生徒が海水浴に行つて居る、航海の便がある、景色に富んで居る、商業も活潑である、この土地は狭いけれども當時の博士學士連も多く輩出して居る、少壯の士には海陸軍に出身して居るのが澤山にある、舊藩主の當代小笠原長生子は、現に海軍中佐で軍令部の參謀である、日露戰役には謀を帷幄の裡に決せられて、傍ら諸處の演壇に立つて海事思想を鼓吹せられたことは毎度新聞紙上で拜見して居る嘗に軍事に長して居らるゝのみならず、文事に長して居らるゝ又世故に慣れて居られ、動もすれば舊華族に有勝ちの空威張りなどは少しも見受けぬ金波樓主人として諸雜誌に筆を執らるゝことは普く世の知るところである、舊藩の人が訪ねて行けば歎んで御逢ひなさる、奥様も至つて御親切にして下さると云ふことで土地の人は心服して居る趣であります、斯の如き土地である上に口碑に傳はる舊跡が二三ある佐依姫の足跡とか云ふような信

憑するに足らぬものあるけれども矢張り土地を紹介する一端となるのです、それから三里許離れた處には海岸呼子の絶景あり其先きには名護屋の城趾がある、名護屋は海面に一區劃を爲して突出して居る、其處は御承知の通り豊太閤秀吉公の明韓征伐の時に城廓を築きて軍議を凝らした有名之處である、今山上に到つて観ると濶々とした草原がある、石垣の跡があり、屋根瓦の欠片は夥しくある、又建物こそ無いが、建物のあつた跡は明に指呼することが出来る、遙に壹岐の島嶼を眺むることが出来る、この名護屋から、壹岐對島釜山と舟筏を連繫して舟橋を拵らへて兵を送つたと傳へて居るが秀吉公の豪膽敵なしとの抱負の大なるには感服の外はない、當年の日露戰役を目前にして、若しも秀吉公に藉すに齡二三歳を以てし韓を掌中に收め大明を蹂躙するに至つて居つたならば西郷南洲翁を殺しはせぬ、十年前の日清戰役も當年の日露戰役もなかつたであらうと思ふたのである、昨年の五月二十八日日本海海戦は其附近で開かれた其土地の人は砲撃を聞いて驚いた、戸障子は

ピリ／＼と響く、それが戦争であらうとは想像しても勝敗何如と憂慮し若しも名護屋を砲撃せられはせぬかと危惧して或は村役場に詰掛けて相談する、巡査の許を訪ねて措置を問ふ杯と随分狼狽した者もあつたとのことである、通信機關が充分でないから戦況を知ること出来ず又極めて秘密にしてあるから、知ることは出来ないでそんなこともあつたであらうと思はれた、それから城趾の下に寺院がある、其庭内には秀吉公の朝鮮より持つて歸つたと云ふ大きな蘇鐵がある、幹枝肥大で觀るべきものである、後で聞けば其附近に毛谷村六助の墓があるのとであるが之れは見ずに終つた分監は附近監獄の幼年囚人を收容する又未丁年囚人も居る、今日では懲治人も集收することになつて居るが其當時は僅かに十人内外であつた、此處の取扱は多少異つた處があるであらうと豫想したのであるが先づ指摘することは無いと云ふてもよい勿論今日では舊時の状態でないことは保證するが昨年は毫も異彩を放つことはなかつた、唯教師二人が小學程度の學科を授けると云ふ丈

けであつた、分監長野田俊郎君は直接に話合つて見れば、種々の意見を有つて居られるが實地には證明することを待なかつたのは甚だ遺憾である、尙同氏は今後監獄雜誌に意見を披瀝して見たいと述べられたが未だ其機會に接することの出来ぬのも遺憾である、同氏健在なりや
次には福岡監獄を視た、監獄事務は大體に於て整理して居る、吏員は事務に親切に熱心である、博問審判的である、殊に初犯者に對しては特別處遇の方法を以て試みられたるが其成績は頗る優等であると認められる、其方法は先づ入監者があるとき典獄各課長教務所長と會同の上、其體者の身の強弱年齢既性の經歷性行を取調べて將來改悛の望ありや否やに就て審議を遂げて、甲乙丙の三種に區分する、甲は偶發的犯罪者で其犯情及び入監前後の狀況を査察して改悛の情ありと認め得らる、者乙は總て狀況稍甲に同じく但改悛の狀況決定し難き者、丙は全く改悛の見込なき者、此三種に區分するのである、其甲乙に屬する者は工場監房を別異して決して他の種類の者と混同せしめぬので又

初犯者でも一年以上の刑期の者と一年未満の刑期の者との混同をせしめぬこと、し特別に教誨を加へる、斯くして吏員と囚人の心を融合一致せしめて自ら反省するように仕向けるのである、改悛の望なき習慣犯者は殆んど總ての處遇を嚴重にして書籍の看讀、接見通信等は容易に許可せぬ、教誨等も餘り加へぬ、約言すれば習慣犯者には表面から觀れば嚴の一字あるのみで慈は皆無と云つてもよろしい、汝自ら反省するにあらずんば役人は汝を見捨てると云ふ仕方である、従て習慣犯者の處遇成績の何如を知ること出来ぬ、が初犯者に對して特別處遇をした結果何如を觀るに、頗る効果がある、自分の視た當時の成績を數で示すことも出来るが今茲には最近三十八年末までの結果を視るに斯ふなつて居る、この特別處遇を始めた三十六年十一月から三十八年十二月末までに放免した人員は四百八十四人である、其内放免後再犯した者は僅かに七人であるのです其放免者を刑期別にすれば、一月未満が四十七人、一月以上百十三人、二月以上が百二人、三月以上が百人、六月以上が

五十四人、一年以上が六十八人である、再犯した者は前に放免時に長く監獄に居つた者か短期の者かと見るに、一月未満であつた者が一人、一月以上が三人、二月以上が二人、三月以上が一人で六月より長く拘禁した者には一人も再犯者はないと云ふ數になつて居る、此の結果は良好であると思ふ日本監獄構造の現状に於て分房制を施行することが出来ぬ以上は右等の考案も必要であると思ふ近來往々に類した處遇方法で効果を待た所である、宮城の如き、高松、大分、沖繩の如き亦其類の處遇を以て効果を挙げられたと記憶して居る、序ながら附言する、どうぞ御參考を願ひたい、それから福岡の市街續きであるが人家疎らの西新町に囚人の外役所がある、之は監獄を建築する等て丁度巡視の當時は九十一名の囚人を使役して居つた此囚人は主として煉化工に使役するのである、雨天のときは薬工に使役することゝし、ある、監房も此處に移したのが二十四房ある、十二疊敷三房、八疊敷十四房、六疊敷七房である、吏員は看守長一人看守十五人内部長二人、押丁二人外に小使

一人である、此囚人の金銀物品の收支は本監に於てする教誨診察等の事務は醫師教誨師が日々往復して取扱ふて居るのである、この地は松樹が繁茂の中田圃に隣して居るのである、監獄の位地としては適當であるかに見受けらるゝが地面が低くはないか濕氣が籠りはせぬかと思つたのであります、併し先輩の御意見で定められたのであるから其憂はないであらう、又其憂あるにしても改善策を講せらるゝことであらう、福岡は九州での繁華且つ樞要の地であつて其風俗等は御承知のこと、思ふから述べるに及びますまい、それから小倉分監を視た分監には戦役に坐して種々の犯罪を爲し軍法會議の處断を受けて拘禁せられた者が随分ある露國の俘虜の犯罪囚も二名居つた、小倉には宿泊せず朝から夕まで視て直に門司へ指して出發したのであるから其土地の習慣も聞かず又福岡と異つたこともあるまいと思ひます、小倉分監の巡視を最終として、全く出張を命ぜられた監獄の巡視を終了した譯であります、西直見開録と申しても以上の如きもので別段耳新らしきことはありま

せんが前述へた通り、黙して止むも物足らぬ感しがありましたのでながく御話した次第であります、茲に重ねて沿道監獄の僚友諸君の御指導下さつた勞を謝します尙以上私の見聞に誤謬があれば御叱正を願ひたいのであります、序に御話したいのは巡問と云ふとは監獄事務の状況を調査するには相違ないが、獨り監獄事業のみならず免因保護事業若くは其地方感化事業の状況は進んで御話になる必要があらう、巡問官から問へば答へる、問はねば黙して過すと云ふことではいかぬ、其事業の状況を話して意見を聴き參考とせらるゝが宜しい、巡問官も意見を述べるのみならず、他地方の保護感化事業の状況等も述べ採長補短の材料を供給するが宜しからう、又當局者各其地方の風俗習慣等は詳細に説明せられるが當然であらう、何となれば風俗習慣等は直接に犯罪に關係するものが多からである、單に統計の上で何罪が最も多く何罪が少しと説明しても其理由は明瞭でない、中には其地方特有の風俗があつて特種の犯罪がある、犯罪の數に影響するところがある、犯罪

の性質に異なる點があるからである、或は往々或時期に限り犯さるゝ罪もあるから充分其地方の風習を述べられるが至當であると思ふのであります

●幼年囚人の活版業を教ゆべし

奈 其 篠井三龜松

曾て東京にて多年活版業に従事し大に經驗する所あり、近頃幼年囚人の爲めに此業を教ゆるの利益あるべきを思ひ一言を寄することとせり、某活版業に使役せる職工は十二三歳乃至十八九歳の者多く、中には尋常小學一二年修業せし程度者其半数を占めしが能く文撰(原稿ニ依リテ)を爲し又原稿を手にすれば辛ふじて讀み下すを得るは所謂見覺へ開覺へにも由るものなりと云ふ

活版の組織に就ては種々に區分せらるゝが假りに扁、草、變の三體をいろは別に分け又は五十音分けとしケース(活字を區分し納れある箱)に入れ、本字は恰も字引に依りて文字を探る如く假りに「松」の字を形もさへ知れば「木扁」の部門に到り四書(四書)の處を搜すときは之を索出することを得又「松」

の字の讀方を知らざるときは之を何と讀むべきかを問ふに際し「マツ」と云ふ字にて松竹梅の「松」の字なりと教ゆるときは此に始めて一字を知得するなり、又「松」の字を搜さしむるに當り其文字を知らざる者をして採り來らしむるには木扁のケースに行きハをして下に「ム」の字のある即ち松竹梅の「松」の字なるがそれを「木扁」の四書(四書)の處にて搜すへしと指頭にて文字の形を示すべし採り出し來りたるときは然り「松」と云ふ字はこれにて「扁」木扁「ツクリ」はハ點して片假名の「ム」の字を書いた字「ツクリ」はコウと音讀みしキミと訓讀するなり其「公」の字は八點の部門に到り二書(二書)の處を搜すべし之を活版屋にては知り易からしむる爲めに「キミコウ」とも云ひ「オ、ヤケコウ」とも云ふと云ふ故に之を口誦して探索に易からしむるなりと教ゆるなり之にて「松」の字と「公」の字を領解するに至るものなり、又「拜啓」と書簡の冒頭にある原稿等を持ち來る者あり其讀方を知らざるときは手扁より出づる字と口か文より出づる文字と獨語して文撰に着手すべし而して其意を領したるときは「ハ

イケイ」と讀み「オガム」と云ふ字と「ヒラタ」と云ふ字也、詰り人を崇めて言ふ文句にし「啓」は口扁から出づべし、平易に云は、口にて拜むか如く申し啓らくと云ふことなり書簡の冒頭に「謹んで申上げます」の文例あると指示するにあり、爾後「拜啓」の二字あるときは直に讀むことを得又他日他の場所にて「拜」の字に遭遇せば「拜啓」の「拜」なりと記憶を喚起して文撰するに至るものなり、斯の如く時々教示を受けて終に多數の文字を知り困難の中にも端書文を綴る程度に至る者多しとす之れ一方に技術を覺へ一方に文字を解するに至り其間一種の興味を生し漸次に精勵の度を加ふるものなり、若し二人以上印刷を爲す場合に於て何れか一人文字を解するの素養あるときは最も妙なり、双方文字を知らざるときは前記の方法に依り監督者の指導を待つの外なし、然れども監督者たると同類たるを問はず知らざるは知らずとし決して半解曖昧の讀方を教へ一時を糊塗するが如きことあるべからず唯前示の方法により探索方を教ゆるを可とす、斯の如く煩累なりと雖も煩累を厭はずし

て親切に導くあれば日月の経過と共に多數の文字と意味を解するに至るものなれば取締りを確實にし實行せば其効果決して少からざるを信するものなり殊に幼年囚人に科する作業ともせば智能發育上適切にして同時に四肢を動かし口耳を活用し、頭腦を鋭敏ならしむるのみならず之に頼りて糊口の料を得るに難からず即ち一舉兩得の業務なるを信じて疑はざるなり

(完)

○京都監獄外十監獄醫務

所長の協議會

客月二十四日京都監獄に於て附近監獄醫務所長協議會を開き折柄小河監獄事務官は同地出張中なりしを以て臨席し衛生醫務上に關する演説あり會同したるは大阪、堀川、膳所、奈良、高知、徳島、和歌山、鹿児島京都の各監獄醫務所長姫路分監の監獄醫諸氏にして同協議會に於て議決したる重なる事項及小河監獄事務官の談話要領は左の如しと同地通

信に見ゆ

第一、醫務年表改正ノ件

理由 主務省指定ノ病名別ハ適當セス依テ一々實際ノ病名ヲ記入スルコトニ改メ男女別、年齢別、月別其他ノ部等ヲ廢止スルコト

決議 主務省指定ノ病名別ヲ改ムルコトヲ希望スルモ男女別年齢別等ハ存置スルヲ要ス
第二、小粟子癩シ繩瘻ヲ用ユル事
否決

第三、火車米ヲ用ヒサル事
理由 火車米ハ經驗上健康ヲ害スルコト明ナリ依テ之ヲ用ヒサルコト

可決
第四、近府縣ノ監獄監一年一回會同スル事
可決 但シ典獄會議ノ節共ニ之ヲ行ハ、便利ナラントノ意見ヲ以テ決ス

第五、健康診斷簿記載方ヲ一定スル事
第六、健康診斷簿備考欄ニ總檢査成績ヲ附シ判定ヲ記入スル事

右合併シテ議事ニ付シ可決、但シ健康診斷簿ノ記載例ハ主務省ニ於テ改定シ監獄ニ配付セラレンコトヲ希望ストノ意見ヲ以テ一致ス

第七、休役患者ノ稱呼ヲ廢スル事

否決

第八、休役患者トスル標準ヲ一定スル事
可決 但シ標準ヲ一定スルコト難シ故ニ大凡三日位トス

第九、囚人運動ノ方法及時間
理由 運動ノ健康上必要ナルハ言テ俟タス之ヲ一般囚人ニ行フコト或ハ難カラシムモ少クモ座業者ニハ一日二三十分間少、二回トシ、方法ハ歩行及體操トス

可決 但シ方法ハ役業身體ニ依リ異ナルヲ以テ適宜トスヘシ
第十、健康診斷ヲ刑期一年以上ノ者ニ改ムル事
否決

第十一、病者ニ給スル藥ノ價格ヲ高ムル事
可決

第十二、結核、精神病者及癩病患者ヲ一定ノ監獄ニ收容スル事
可決 肺病患者ハ洲本、精神病者ハ京都、癩病患者ハ紀州ノ如キ地ヲ可トス

第十三、囚人懲罰トシテ減食處分ハ監獄則ヨ、除却スル事
可決

第十四、階級制度ヲ廢止スル事
可決

第十五、監獄醫協會ヲ設立シ同誌ヲ發刊スル事
否決

第十六、精神病者及姪婦等ノ特別診査條制定ノ件
精神病者、姪婦等ニハ特別ノ診査ヲ要スルハ言テ俟タサ

ル所ニシテ之ヲ記録スルニ適當ノ簿冊ナシ又其標準サ一定スルノ必要アリ依テ片山國嘉氏ノ表ニ據リ、之ニ監獄特有ノ事項ヲ斟酌シ精神狀態診査録ナルモノヲ設クルノ必要アリ

可決
第十七、重病者又ハ妊娠ノ利ノ執行猶豫又ハ中止ヲ望ム事

可決
第十八、病監及醫務所ノ看守ハ醫務所專屬トスル事

可決
但シ懲罰ハ第二課ノ監督ニ屬セシムヘシ

第十九、患者日表其他帳簿ノ整理方法ヲ一定スル事
但シ患者數及延人員ニ於テ各監獄記載方ヲ異ニスルヲ以テナリ

可決
第二十、滋養品給與ノ範圍ヲ擴張シ且ツ之ヲ一定セシム添ク官

給スル事

可決
第二十一、結核ヲ總括スル疑アルモノハ其以前ニ於テ結核ト同一ノ處遇ヲナスヘキヤ又ハ確認ノ上處遇スヘキヤヲ一定スル事

前段ノ通決定

可決
第二十二、各監獄ニ分擔シテ左ノ事項ヲ研究スル事
イ、役業ノ研究並ニ特別處遇者ニ就テ同上ノ研究

ロ、食物ノ原料種類及調理法ノ研究

ハ、在監人ノ運動法及入浴法ノ研究
ニ、精神病者結核患者癩病者等ノ處遇法
ホ、精神病者、結核患者ヲ一定ノ監獄ニ收容スルニ就テノ調査

ハ、懲罰ノ種類ニ就テ適否ノ研究
可決
但シ分擔トセス各監獄ニテ研究スヘシ

第二十三、精神病學、心理學、刑事人類學等講習ノ爲メ相當期間相當研究所ニ各監獄醫ヲ派遣スル事

可決
但シ夏季休暇ヲ流用スル事トスヘシ

第二十四、衛生工事ニ就テハ最初ニ監獄ニ監獄醫ノ意見ヲ徵スル事

可決
第二十五、入出監監量ノ増減ト作業及其科程ト食糧トノ關係表ヲ各監獄別トシ中央集査法ニヨリ各監獄ニ配付ノ件

可決
第二十六、典獄會議ノ際監獄醫ヲ召集スルヲ望ム

可決
第二十七、監獄ニ於テ耕作ヲ勵行スル事

可決
(以下略ス)

○監獄醫務談

(小河監獄事務官)

監獄の改良を論ずるもの、往時は精神上よりの觀

察を主としたりしが、近來物質上社會上の見地に重きを置く事となり、從ひて醫務の範圍おのづから廣汎となる趨勢あり、今日に於ける監獄改良の大部分は、監獄醫務の振刷によりて、完成せらるべし、かの遇囚行刑の事の如き、最も獄醫の意見を斟酌すべき事尠からずとす、監獄の目的たる紀律、健康、精神の保衛は互に聯貫して偏廢すべからず、然るに情ら刑事政策の有様を一瞥するに、醫學の進歩に比して甚しく幼稚なるを見る、宛も草根本皮時代とも云ふべきが、醫學に於いては、今日既に病氣といはずして病人といひ、いはゆる人格主義の境地に進み居るに反し、刑罰は今日尙事實主義を固執し強盜にまれ、殺姦犯にまれ、事實上對して刑を理するのみにして、敢へて人格の上に重きを置かざる傾なきにあらず、今日わが刑法の上にては、いさゝか人格主義に傾きつゝあり、累刑を重くし幼年者を輕減し、或は精神の喪失したるものハ罪を論せざるが如き、人格の如何によりて刑を輕重する規定となり居れるも、その規定未だ實際に於いて、決して充分なりといひ難し、刑

法は精神の喪失を不論罪となし居るも幾多精神病者の處刑せられたるもの尠なしとせず、また能力の不充分にして是非善惡の辨別なきものは、刑を免るゝ規定なるも、時に或ひは刑罰に處せらるゝこと往々にしてこれあり、人格主義は刑法にこそ規定儼存すれ、實際に於いては、いまだ行はれあらず、外國の刑事政策は、大に完整し、裁判所に専門の醫師を備へてあらゆる犯人の精神情態を鑑定せしむる事となしあり、然るに我が國にては不幸にして、裁判官は精神病の疑ありと認めらるゝものに限り専門家に鑑定せしむることあるも、未だ以てすべてに及ばされず、加之折角専門家の鑑定も、まゝ裁判官の採用するところとならざること甚だ多し、これ刑事政策の一大缺陷といふべし、外國の如き精神病に重大の注意を拂ひ、且完全なる機關を備へて精査するにも拘はらず、入監後の精神病者の四分一乃至五分一は犯罪當時既に精神病者たりしものたるを發見せり、獨逸の有名なる衛生學者の監獄醫ペール曰く裁判宣告を受け來監するもの、三分の一は犯罪當時既に己に精神病者

にして、本來不論罪たるべきものが誤りて處刑せらるゝ不幸を受け居るものなりと、英のペーカーは、一年間に三百八十九人の中真に來監後の精神病者と認むべきもの、纔に三十九人に過ぎずと、その餘はいづれも犯罪當時精神病者たりしものなり、しかるに日本に於いては如何に既に獨の如き裁判機關の上に於いて敏活に働き居るものにして前陳の如くなりとせば、日本の如き不完全の裁判機關にては、犯罪の當時精神病者たるを發見せられずして不法の執行を受け居る者決して尠少なからざるべし、世人漫に監獄を評し監獄生活によりて精神病を續發せしむるが如く云々するも、これ大に誤れり、元來我が國にては、氣候その他の適順なるためにや、精神病者は其だ少し、他邦に於ては、少くも四人百分の一乃至百分の五は精神病者なり、然れどもこれ果して監獄に實際小數なるか、蓋し監獄醫に發見せられずして、司獄官吏に狂者と見做されざるものなるべし其の證如何、最初巢鴨に癡狂ある以前東京に在る四監獄の精神病者纔に十名に過ぎず、漸く近縣の監獄を搜して十七八

名を得て開院したる次第なりしが、精神病専門の學者を聘して監獄醫となして巢鴨を巡視せしめたるに、その當時僅々二名の精神病なりしに、専門醫を聘してより順次六、八、十と進み、二三ヶ月ならずして悉く癡狂院に收容せざるべからず、尙巢鴨だけにても二十人以上の精神病を發見したり顧みて専門醫なき、市ヶ谷の如き千二三百人の囚徒に精神病者唯一人もあるのみにして小菅の如き東京の如き精神病者一人もあらず、日本に精神病者のあまりに少きは、やゝ疑を挾まざる能はず、刑事政策上個人主義、人格主義の發達するにつれ醫務の責任を増加し來たりたるが、獨り内部の類別を行ふに止まらず、これを一般監獄より離して精神病は癡狂院へ、肺病なれば肺病院と云ふやうになり、悉く醫務の管轄となし専門家の手に移したるには、専門の醫學者を參加せしむ、米國や瑞典やに行はれつゝある幼年裁判所感化院も、これを收容する前、兒童を試験室に入れてその心的狀態の如何を確めたる後ならでは、敢へてこれを收容

○犯罪問題偶感

せず、かくの如く刑事政策上に醫務の擴張せらるゝは實に現時の趨勢なり顧ふに刑法の責任年齢の規定の如き、又は精神病的犯罪のために刑を執行せざるが如き、或はまた或年齢に達すれば是非善惡の辨別力の有無によりて或は刑を科し或は罰を免するが如き、いづれか人間の生理や心理やの研究を須つを以て醫の力によらざるを得ざるにあらずや尤も中には是非善惡の辨別力の有無の如き蓋し容易に判じ易からずしてそが或程度を越えては、全く年齢の差によりて別たるべきにあらず、かゝる規定は無意味の甚しきものにて將來の刑法には當然廢せらるべき運命を帯ぶるものといはざるべからず、特に況や幼年保護の目的を完全に達せんとならば法律學上いはゆる責任能力あるや否やを確めざるべからざるをや、よしや是非善惡の辨別力あるとするもこれを實行し得る能力なかるべからず、兒童の心的作用を檢するには必ずや専門醫の意見を聞きて以て責任能力を定めざるべからず、監獄醫務の擴張實に急務中の急務たるべし

東京電報新聞は標題の下に犯罪に對する一説を吐露し之れか救濟策を講せんことを社會に訴へたり頗る參考すべき價値あるを以て左に轉載す

▲政治上の主義を抱て其所信を吐露すること、犯罪と見做されるのは今に始まつたことでは無いが最も近い例が維新の志士で新に處せられたものが、後に至つて爵位の沙汰を蒙つたものと聽く無い様な始末さ司法官による行政官にしろ或る時期を隔て、顧みても疚しくないだけの公明なる判断を下す様に心懸けることは云ふまでもなく必要だ

▲政治的犯罪が文明の進歩した國に於ては最も寛大に取扱はれねばならないのは理の當然であるが、兇器を以てどうかしたとか兇徒を驅り集めて何となくしたとか云ふなら格別正々堂々と正面から言論を以て所信を發表すると云ふことは一種の愛民心がなくては出来ないこと、これは國家たるもの、尊厳を以て傾聴すべきものであらう

▲さて又一般の廣い意味に於ける犯罪も眞面目に考へると實は變なものと官吏でも政黨でも商賣人でも地主でも工場主でも僧侶でも慈善屋でも皆な智慧を絞つて他人の懐中をれらつて居る他人の勞力を偷まふと謀つて居る是れが當世の實狀ではない人を見たら泥棒と思へといふ古い教訓は今も猶ほ穿ち得たは無いぢやないか果して然らば監獄の囚人のみが犯罪人ではあるまい犯罪人といふ言葉はど無意味な言葉は少ない

▲僕は昔て犯罪豫防策の一として感化事業に従事したことのある某氏から其れに就て悟り得たといふ處のもの聞いたそれは「豺狼路に當る馬んぞ狐狸を問はん」

て所謂小なる犯罪者を減少せんとするのは即ち大なる犯罪者を保護する様な者だ小なる私盜を減少せんとするのは大なる公盜

態何如に候哉首夏とは申しながら時季順ならず、或時は熱く或時は寒く自由を拘束せられざる身にも蒼蠅しと思ふこと之れあり況してや一枚の衣を與へられなは意のまゝに脱ぎかへ候こと叶はぬ身は肌心地よからぬ事と存候斯る場合には何事も捨て措き午睡致さはやと身を横へ候へ者種々の空想やら讀みかけの書籍に眼映りて眠り就くこと叶はず候、人は胸に不安のことありては寝苦しく一日の業務を滞りなく終了するは不安を去るの捷徑にて精神快活に最上の妙薬に候、人は其身を多忙にすること保健の上にも修養の上にも望ましく又人生の幸福かと存候貴重の二十四時を閑々として過し候は生甲斐なきことにてブラス大將の曰へる如く人は何事か善をなしてこそ生甲斐あり年中他人に迷惑をかけてまで生延ひるには及び申さず候、人は一日生活らへは一日の善を爲すべく、今日よりは明日と一日経なは一日の發達を爲すを要し候一管に一人の業務のみならず官廳全體の業務も一日を経るに伴ひ一日の發達を遂げ昨年よりは今年は遙に進歩發達せりと具體的に指摘し得るに至る

こと必要なるべく當盤一年の経過を回想するに昨年の此頃は事務官の巡閱ありて事務上細大となく御調査あり綿密なる御訓諭もありて大に悟る所これあり爾來御諭示を全ふせんと苦心し漸次其緒に就き申候今年は其事もなく奈何にして進歩すべきかと思ふ折柄清浦男爵の御巡視ありて刺戟を蒙り候は何より幸福の事に候、尙何等かの進歩の動機あれかしと年々期待する所に候若し出來得ることなれば年一回の御巡視願はれましくや事務官に差支ありとならば屬僚の方にて事務取扱振を御覽被下候へは便宜少からざるへしと存候吾曹は何等かの御手引を得て職務の改良に資け致度存候江湖濟々の多士御示教を吝み給はぬこと豫め冀上候草々

○大分九より

(看守の精勤家一勤續二十三ヶ年餘)

大分監獄元看守部長兼擊劔訓練たりし森田多盛氏は今同養病の爲め其職を辭し故山に歸休せられんとすと云ふ、氏は大分縣直入郡竹田町産中舊川家られたり、洵に氏の名譽と謂ふべくして實に稀有の精勤家と云ふべし

感謝狀

元看守部長森田多盛君
君ハ資性温厚篤實常ニ謙讓ヲ以テ人ニ接ス人皆其德ヲ慕フ壯ニシテ艱道ニ志シ切瑛琢磨技大ニ進ミ名聲四方ニ高シ矣君夙ニ身ヲ監獄事業ニ投シ四人教化ノ職ニ任シ明治十八年六月十一日大分縣看守ヲ拜命シ爾來茲ニ二十有一年終始一貫二十年一日ノ如ク公正忠實ニ能ク其職務ニ精勵シ平素在監人ニ接スルニ寬嚴其度ニ適シ一般看守ノ好模範タリ而シテ君ハ亦職務ノ傍多年擊劔訓練トシテ監獄吏員教導ノ任ニ當リ其道場ニ在ルヤ擊劔能マズ教ヲ受ル者皆其至誠懇切ニ敬服セリ今ヤ君ハ其老ヲ養ハシ爲メ故山ニ歸臥セラル、ニ際シ一同惜別ノ情ニ堪ハス茲ニ紀念ノ爲メ銀盃壹組ヲ贈リ聘感謝ノ意ヲ表ス冀クハ受納セラレシコトナ
明治三十九年五月廿一日
大分監獄吏員一同總代

大分監獄典獄正七位 上田定次郎

監獄協會記事

例に依り去五月二十日本會茶話會を開き歡談笑語

岡藩士にして少壯夙に劔道に志し同藩福永平次郎氏の門人となり抜討論を學ひ爾來切瑛琢磨技大に進み現に同人社會に重きを置かれつゝありと云ふ今君か略履歴を聞くに明治十五年十月初めて身を監獄事業に投し嘗て明治十八年六月十一日大分縣看守を拜命し、同二十七年十二月擊劔引立を命せられ同三十二年十二月看守教習所教官補助を拜命し爾來今日に至る迄看守の職に在ること茲に二十有一年此間に於て看守精勤證書を授與せられ、職務勉勵の爲め賞金を受ること前後十七回終始一貫、二十餘年一日の如く嚴正忠實能く其職務に精勵し傍ら擊劔訓練として後進者を擲提誘掖せらるゝこと十又三年氏の薰陶を受くる者亦決して尠なきにあらざるなり、氏資性、篤實、堅忍自ら持し、不眠不休の職たる看守の劇務に服すること以上の如く其精勤既に頌贊に値すべきものあり、加ふるに擊劔家として其効績亦實に没すべからざるものあるを以て、今回氏が退職せらるゝに際し大分監獄吏員相謀り氏か多年の勤勞を表彰する爲め紀念として銀盃壹組を贈り同時に左の感謝狀を贈與せ

口を衝て出つる午後一時卅分より談話會に移り第一席には横濱監獄盲啞教師鎌田榮八氏の盲啞の特質及之れが教育及處遇方法に就き明晰なる解説を與ふること續々數萬言次に文學士近州常觀氏の信仰問題につき實驗上の所感を平易に説述する所あり聽衆に興味を與ふること頗る深かりし其談話要領を摘録すれば鎌田氏は自己の主幹せる横濱監獄懲治人の取扱經驗を述へ來り、現今日本の啞者は就學兒童學校に通ふ滿六歳より十四歳までの兒童に相當する年齢の啞者は六千三百五十三人、盲者は四千四百八十六人あり其中教育を受けつゝあるは啞者七百三十一人、盲者四百九十三人に過ぎず、學校は明治十一年京都に盲啞院を建てたるを嚆矢とし十三年に東京に盲啞學校を置き爾來漸々増加して現今にては全國に三十個所あり其中盲啞二者を教育するものは十三、盲者のみを教育するものは十三、啞者のみを教授するもの四箇所あり而して盲啞に授くべき教育主義は種々ありて米國にては常人の業務を授くるは社會の要求なく常人の爲め壓倒せらるへしと云ひ其主義に従ひつゝあり、日本にては國民教育を基礎として之に教へ且つ自活し得る職業を授くるの必要ありとせり、先づ盲者の教育法を述べれば明治十一年以來種々の變遷あり凸字法或は金屬に孔を穿ち筆を以て文字を書き或は厚紙の上に文字を切抜き其上より墨をつけしむの方法を採りしも之は盲人には視ることを得ず讀むことを得ず、形を高くすれば擦り讀みするを得るも自己の意思を發表するを得ず斯る不便を感しつゝ經過せる間に佛國の一盲者の考案より出でたる點字法を用ゆるに至れり此法の我國に行はるゝに至りしは明治二十年なり二十三年に至りて日本の假名に作ることゝなり爾來三十年までに著しく發達したるものなり、啞者の教育は普通の子弟を教育する如く意思の疎通せず緻密の點に及はずと雖も長日月間之に接觸するときは漸次に意思を通し得るなり、其教育方法は、五の方法あり、(一)手眞似法、手眞似法を分つて三とす其一是自然法其二是人寫法其三は身振法なり(二)指示法にて専ら英國に於て行ひ日本にては京都の盲啞學校を初めとし東京の盲啞學校にて行ひしも此方

法は不便且つ見苦きを以て文部省より廢したり、(三)は發音法にして日耳曼のサミュエルハイニツケと云ふ人の考案に係る、其結果良好なりしより諸國の倣ふ所となり瑞西の醫師ジョンコンラットアンメレなる人も手眞似法の外此發音法を用ひたり(四)視話法、此方法は米國のミルミルベル氏の考案にて唇と舌との運動に依り其何を語りしかを知らる方法なり、獨逸の醫師グルパチンツチ亦此方法を研究したる結果獨逸政府に採用せんことを建議したるに政府は耳鼻咽喉科の専門醫ベツオルド氏をして其可否を研究せしめたり同氏は調査の末之を是認したるより採用するに至れり此方法は其當時岡田和一郎氏の獨逸より歸朝し主張したる上淺井醫學博士と共に東京京都の瘖啞者の耳及唇舌の研究に用ひたるも豫想の如き結果を得ず目今伊澤修二氏は此視話法を研究して吃音を矯正する工夫をなせり東京京都の盲啞學校にても漸く之を用ゆるに至れり然れども此方法は豐啞の關係を充分に調査するにあらざれば實行すべからず喉頭機關を使用することは之を濫りにすれば胸膈若くは腦の疾病を誘發することあるを以てなり(五)聽音法なるも之は豐啞者全般に應用するを得ず幾分か發音あり又聽神經ある者に器械を用ひて音を聽く法なり尙其外併法にて發音法と手眞似法とを併せ用ゆるものなりとて續々興味ある解説を試み尙盲啞二者の性狀動作より之に對する處遇法を詳述し終り、次第に近角常觀氏は自己の一年間監獄教誨に従事したる經驗は精神上のとは囚人と普通人と異なる處なし、自己の心に囚人の心と同一なりと云ふことを知り得るなりと前提し自ら嘗めたる事實につき述べて曰く人の信仰問題に苦心するや其初めに人に接することを厭ひ、人と隔らんと思ふ、人と隔るときは人を邪推す、人を邪推するときは精神上の樂みなるものなし、精神上の樂なきに至れば則ち何等か物質上の樂みを求めんとするものなり物質上の樂を求めんか爲の其手段として酒を飲むか如き類なり、予の大學に至るや亦之れと同じく煩悶に煩悶を重ね物質上の樂を得んと苦心し物質上の樂としては友人を得んとせり而して一の友人を得ざりしなり其煩悶は明治三十二年二月より

九月まで繼續せり然るに身體衰弱精神變態に陥りたるより醫師に向つて既法の容體經過を告げ診療を請ひたるとき不圖胸裡に快活を覺へ鬱積せる苦惱は雲散霧消し爾來眼に見耳に聞くところ事々物々愉快にて胸中一點の不安なし茲に信仰の途開きたるものなりと信す、名譽財産生命若くは同情を得んとするか爲めに求むる信仰は信仰にあらず、信仰を求めて得たるときは精神上開發の途を得るものなり最も憎むべき人と雖も必ず精神上開發の途を得て彼岸に達することを得るものなり人間の惡しきに種々あるへし然れとも其惡しき程度は五十歩百歩なり故に囚人に對するも自己を其境遇にして考へ之に應ずるの途を講すへし監獄は遷善改悟を以て目的とする以上は人生を離れて信仰を得るに至らば既に其効を奏したるものなりと信す、此處に至れば人間の慾望は全く絶へ唯有難味を感じるなり之れ人格に於て全く別種のものとなれるものと謂ふへし云々

來會者 肥後 盛玉 須津 龜三 藤居 盛

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 井關房之助 | 小野口 小彌太 | 山田四茂作 |
| 森口幸之助 | 根本 爲次 | 山本千代楠 |
| 坂井 列 | 笹沼勢太郎 | 桑原榮一 |
| 宮 吉五郎 | 乾精一郎 | 森田寬八 |
| 岡 原定吉 | 養田長平 | 奥井太郎 |
| 笹原熊作 | 關 權一 | 松本桃平 |
| 新倉龍吉 | 其田利作 | 山下留吉 |
| 菅沼宇吉 | 加藤眞造 | 土橋徳太郎 |
| 山田知善 | 長坂勝次郎 | 君塚庄次郎 |
| 加藤嘉内 | 梅津忠一郎 | 西元龍季 |
| 根岸茂作 | 西村義應 | 井澤榮良 |
| 篠木七五郎 | 山下重藏 | 小林鎌三郎 |
| 石井勇三郎 | 實井半六 | 齋藤廉清 |
| 松岡茂八 | 鈴木伊藏 | 大野宣靜 |
| 小川幹麿 | 櫻田恒藏 | 兒山憲重 |
| 島田榮造 | 逸見祐之助 | 石島三郎 |
| 好地由太郎 | 印南於菟吉 | 近角常觀 |
| 眞木 喬 | 藤澤正啓 | 石澤謙吾 |
| 有馬四郎助 | 香川又二郎 | |

(新刊廣告)

伊藤重忠著

脩德之友

●目次

洋紙菊版美本
製本大和綴百二十餘頁
定價金二十五錢
郵祝金四錢

(一)吾人に益することを貴重するは必要なり、(二)深く善を嗜み萬く徳を好めば善徳能く修まる、(三)徳感善途の進まざるは退くなり、(三)小を讀み微を積むに徳を修むる要務なり、(四)事を行ふは初は難くして後易し、(五)善を進まんとする者は其試の時期を善く用ゐて徳を修むること慎ばざる可らず、(六)和親及友愛も殊勝なり、(七)和親友愛は必要なり修めざる可らず、(八)同居する人は如何に和親せば可ならむ、(九)和親友愛を修めて保つ方法、(一〇)友愛を修むるには必要なること雖二あり、(一一)互に尊敬して善言を以て交るべし、(一二)復讐の念を排みて他人と接はりて悲哀の情を懐かしむる言語を吐く可らず、(一三)友愛は言語容貌温良なれば保ち難難なれば失ふ、(一四)他人を侮慢して以て悲憂の念を抱かしむること勿れ、(一五)執拗に論駁して聞かぬ、(一六)友愛を修めむと欲せば言は温和にして行は順良にせざる可らず、(一七)若し誤りて朋友を怒らせ或は惡へしむれば如何にして可ならむ、(一八)他人に貶毀せられて耐忍する要法、(一九)妄に人の是非を断定するは罪甚だ重し、(二〇)妄斷の原因を掲げて其除法を述べ

博愛は人世の第一義、豈徒らに吾が世を利し、吾人を益すると云はむや、此尊徳が吾人の生涯を形ること何ぞ外界の雰圍氣と異ならむ、實に夢寐の間轉息の頓時と雖も吾人を去らずして、而かも吾人は素常自ら這が靈徳に恩浴するを覺らざるなり、本書の基礎は全く此處に確立せられ、以て人世の歸樞處世の方途を示したるものにて、本書が什麼に修徳の友たるべきか、名詮自稱、吾人は此良友を獲て相詢り相提ひ、以て慰安の歩脚を定めて悠揚亂れず、而して千嶽聳ち万波吼ゆる社會の難關に處すべきなり

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

(電話番町二番)

會費送付方

振込局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤 正 啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

(監獄協會雜誌第十九卷第六號)

(明治三十九年六月二十日發行每月一回二十日發行)